

第 4 期佐世保市地域福祉計画・

佐世保市地域福祉活動計画

【素案】

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、生活の拠点である地域を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激減する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化の進展は留まることなく進んでいます。

こうした社会状況を背景に、最近では個人や家族が抱える悩み、生活上の課題といったものが複雑化・多様化しており、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない制度の狭間が顕在化し、8050問題やダブルケア、虐待や孤立死、差別や排除、潜在的な生活困窮、子どもの貧困の連鎖といった様々な課題が表面化しており、その解決が求められています。

国では、平成30（2018）年4月施行の改正社会福祉法において、市民一人ひとりがつながり、地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業※」が創設され、行政内の横の連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが重要となっています。

佐世保市においては、高齢者・障がいのある人・子どもを中心に支援が必要な人々に対して、様々な団体・関係機関等が行う支援の充実を目指し取り組んできましたが、現在地域の課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。それらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立を目指し、改めて、「第4期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2. 地域福祉の基本的な考え方

(1) 地域福祉の範囲（地域福祉が包含する社会福祉法上の範囲）

本計画は、社会福祉法に基づく行政計画であるため、法律が想定している理念や意図、計画の包含すべき範囲などを把握しておく必要があります。

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法第1条では、「福祉サービスの利用者の利益の保護」と「地域における社会福祉」のことを「地域福祉」と定義し、その地域福祉を推進することをこの法律の目的であるとしています。

「地域福祉」とは、基本的に個人や家族等、個人的な取組だけでは解決できない生活上の課題の緩和・解決を社会的に行うもので、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてだけでなく、地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政等、地域の様々な立場の人たちが互いに協力して課題解決を図るものと位置づけられています。

また、第4条第1項では、「地域住民」を、社会福祉を目的とする事業者及び社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）と連携協力して地域福祉の推進に努める主体であると位置づけています。

第4条第2項では、地域福祉の推進にあたり、地域住民等は、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援関係機関と連携し、その解決を図るよう特に留意すべきと明確化されており、第6条第2項において、その地域福祉の推進のために地域住民等が必要とする各般の措置を講じることを国及び地方公共団体の責務としています。

社会福祉法（（昭和26年3月29日法律第45号）抜粋

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

地域福祉は、社会福祉法が想定する、地域住民、社会福祉事業者、ボランティア、行政の4者によって協働して進めていくものであり、それぞれの活動を把握し、有機的に関連させ、もって地域における社会福祉活動を包括的に機能させようとするものであると考えられます。そのためには、自助・互助・共助・公助がそれぞれ「できること」を把握し、地域の力と公的な支援体制があいまった包括的な体制整備が必要です。

■自助・互助・共助・公助のイメージ図



(2) 「地域福祉」と「地域福祉計画」の性質及び定義

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」を目指すための「理念」と「仕組み」を明確に示す計画です。

社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）抜粋

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進の中心となる社会福祉協議会が、社会福祉法第 109 条に基づき策定し、「地域福祉計画」で定められる諸施策に対して、地域住民等の地域福祉に関する主体的な活動を活性化させるための取組内容を具体的に示す活動・行動計画です。

全国社会福祉協議会においては、地域福祉活動計画を次のように定義しています。

●地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。

●具体的には、「住民のニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民の様々な要望や願いを実現するための福祉のまちづくり」に向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられる。

社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

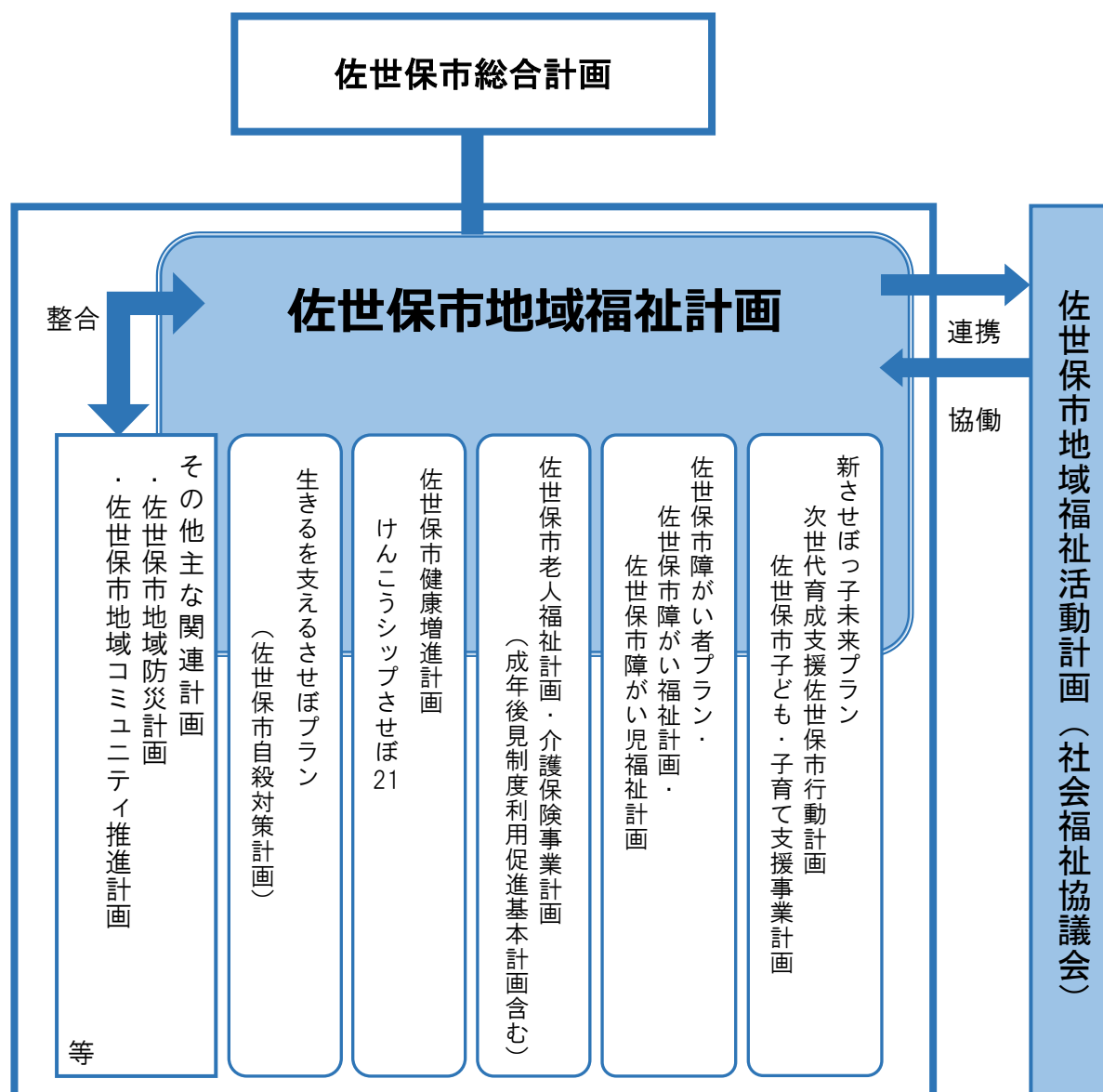
これらの事項を踏まえ、国が示す市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに示される項目を基本に、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策や体制、目標等を設定しながら本計画を策定するものとします。

3. 計画の位置づけ

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の推進の基本理念を共有し、市と社会福祉協議会等が連携・協働する実効性のある計画として策定します。

また、本計画は「佐世保市総合計画」を最上位計画とし、あわせて、他の福祉に関連する計画の「上位計画」として位置づけ、これまでに策定され、実行されてきた関連計画との連携・整合を図り策定します。

■計画の位置づけ



※地域福祉計画の範囲（二重枠の部分）

※「人づくり」「地域づくり」「つながる仕組みづくり」の3つの視点で他計画との整合を図ります。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

■本計画と関連計画の期間

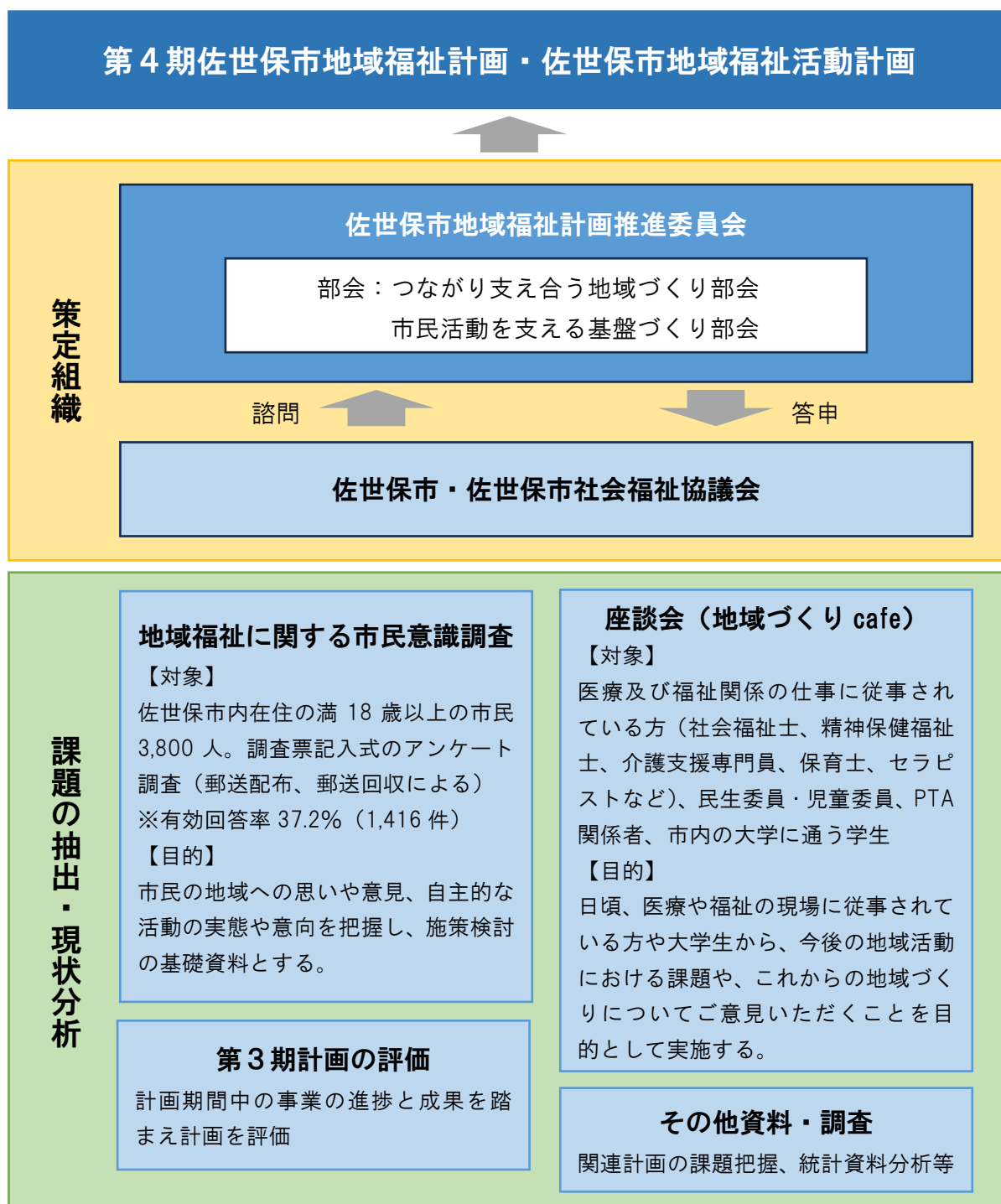
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
佐世保市総合計画	第6次	第7次								次期
佐世保市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第3期					第4期				
佐世保市老人福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期	第8期		第9期			次期			
佐世保市障がい者プラン	(H30～) 現行								次期	
佐世保市障がい福祉計画 ・佐世保市障がい児福祉計画	第5期・第1期		第6期・第2期			第7期・第3期			次期	
けんこうシップさせぼ21	第2次					第3次				
生きるを支えるさせぼプラン	(健康増進計画に包含)				第1次					次期
新させぼっ子未来プラン	第1期	第2期				次期				
地域コミュニティ推進計画	第2期				第3期					次期
佐世保市地域防災計画	毎年検討、必要に応じた修正									

5. 計画の策定体制

計画策定において、幅広く市民や地域福祉に携わる人の現状とニーズを把握するため、アンケート調査や座談会等を実施し、多様な市民参加を図り、データ収集だけでなく、地域福祉に対する市民の意識啓発や地域の福祉課題解決に目を向けるきっかけとして実施しました。

また、調査等から得られた課題及び第3期計画の評価をもとに、市民団体の代表者、福祉・介護・医療・障がい者団体の代表者、学識経験者などの委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」において計画策定を行いました。

■本計画の策定体制のイメージ図



第2章 佐世保市の地域福祉を 取り巻く現状と課題

1. 現状から見た特徴と課題の整理

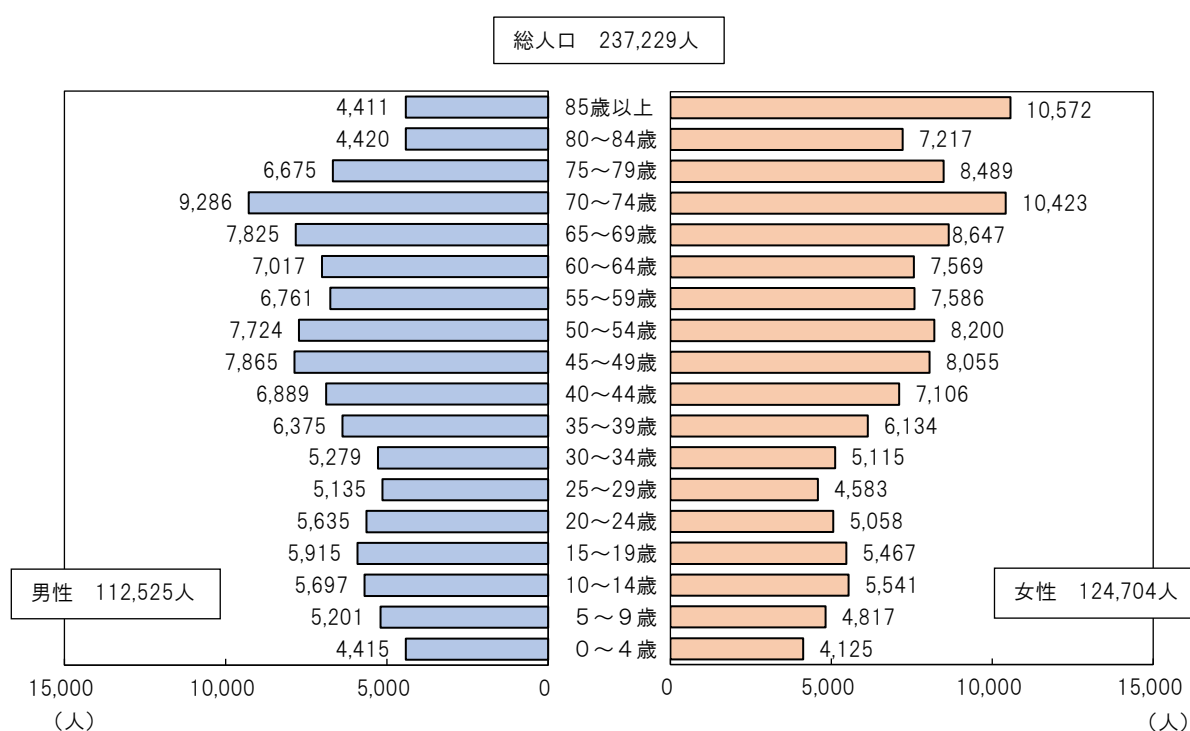
(1) 統計から見た特徴

① 人口構造

令和5年の人口構造を見ると、男性が112,525人、女性が124,704人となっています。男性は70～74歳が、女性は85歳以上が最も高くなっており、一方、男女ともに30～34歳以下は少なくなっています。

今後は、現在最も人口が多い70～74歳の団塊の世代がより高齢になり、高齢者全体も減少傾向に転じることが予想されます。

■人口ピラミッド



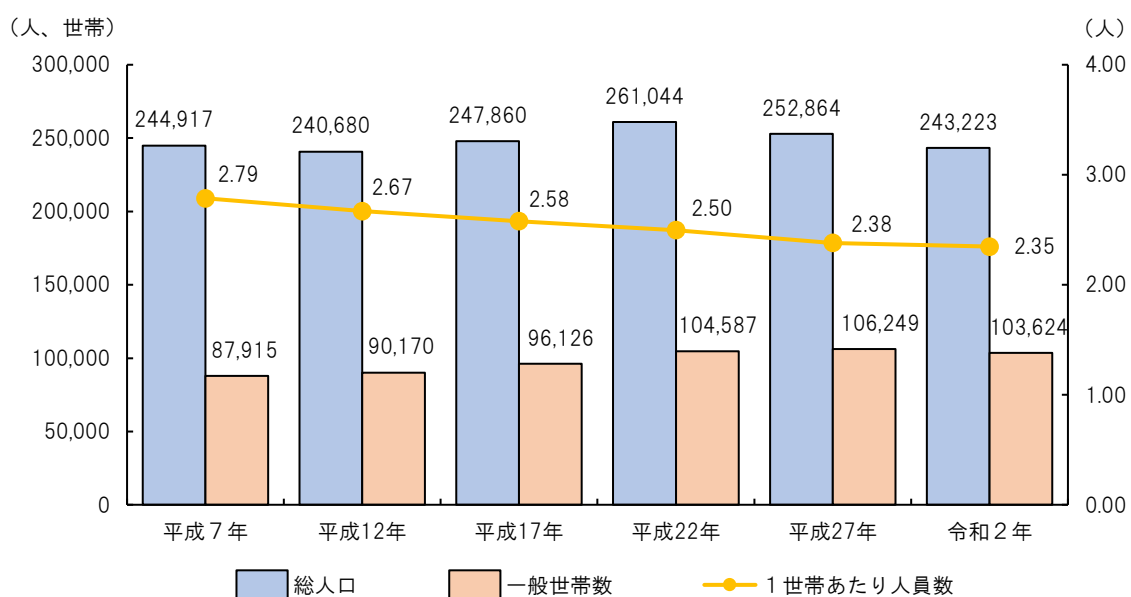
資料：住民基本台帳（令和5年9月末日）

② 総人口、一般世帯数、1世帯あたり人員数

総人口は平成22年をピークに、世帯数は平成27年をピークに減少傾向に転じ、令和2年の総人口は243,223人、一般世帯数は103,624世帯となっています。1世帯あたり人員数は減少し続けており、令和2年には2.35人となっています。

世帯あたり人員数の減少にあわせて世帯数の減少も始まっており、今後人口減少が予測されるほか、核家族化の進展も見受けられ、独身世帯や夫婦のみ世帯など、子どもがいない世帯が増加することが予想されます。

■居住年数による人口構成



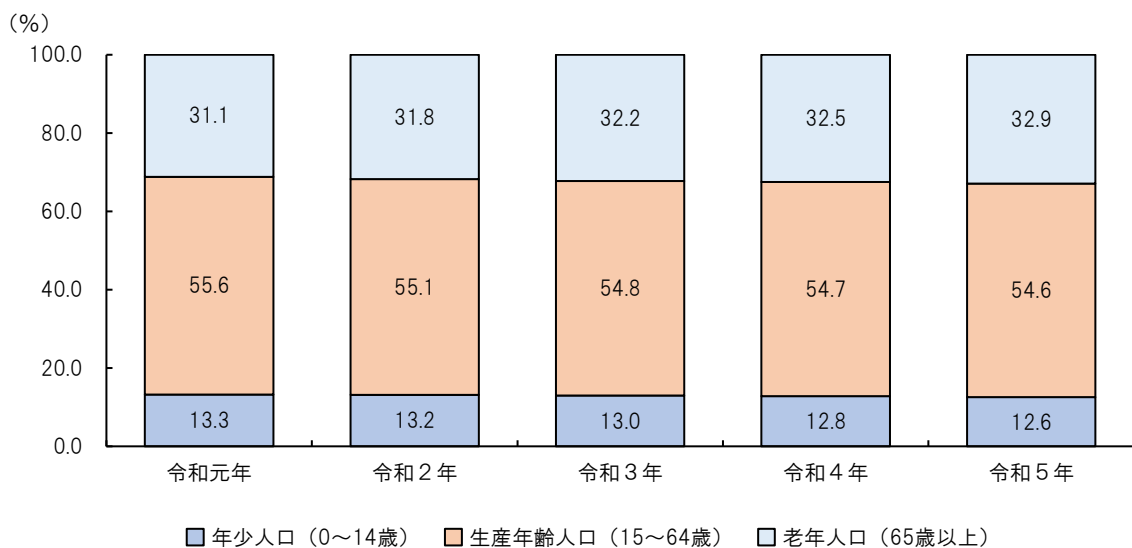
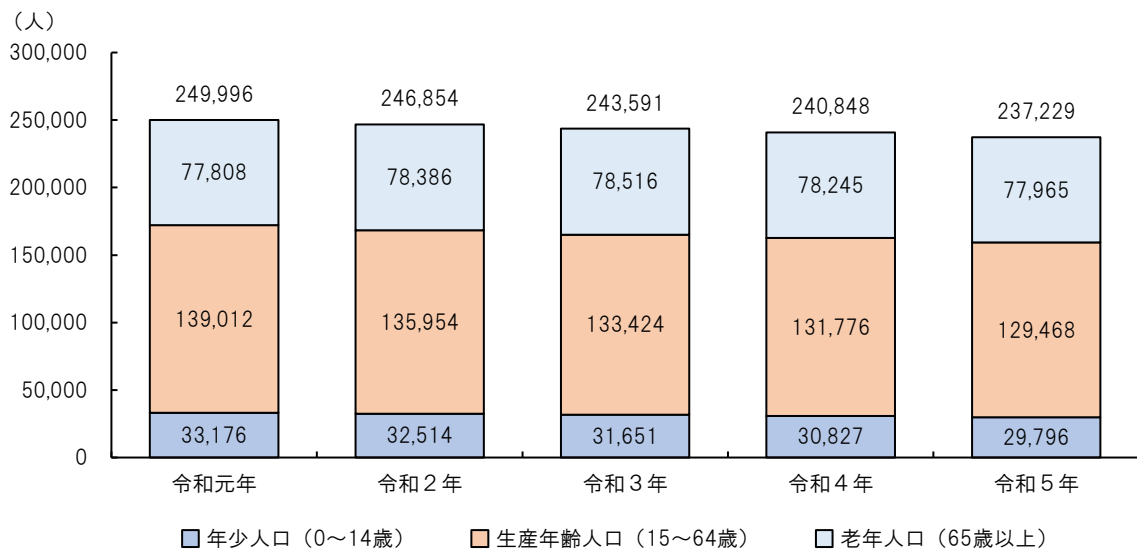
資料：国勢調査

③ 年齢3区分別人口

令和元年以降、年少人口と生産年齢人口は減少し続けており、令和5年の年少人口は29,796人、生産年齢人口は129,468人となっています。老年人口は令和3年まで増加していたものの、令和4年以降減少し、令和5年は77,965人となっています。ただし、人口割合で見ると、老年人口は少しずつ増加しています。

今後も、高齢者の人口は減っていくものの、高齢化の進展は予測されるため、高齢化に伴う介護等のニーズの増大や、地域の活動者・担い手の高齢化などの問題が予想されます。

■年齢3区分別人口の推移



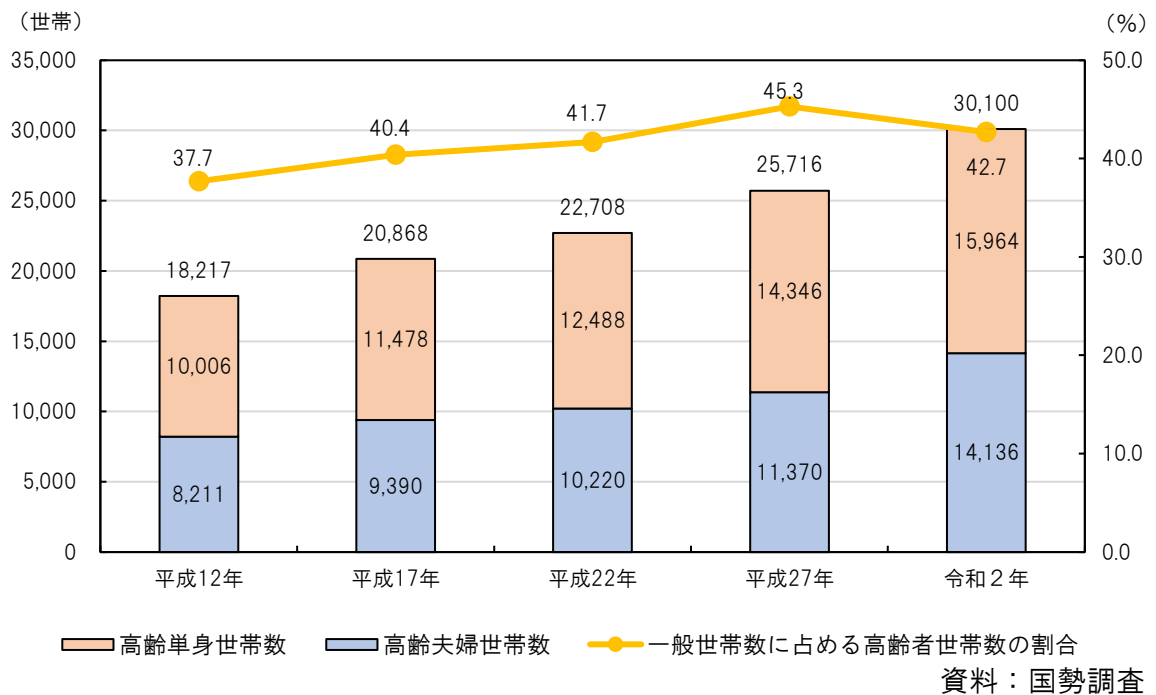
資料：住民基本台帳（各年9月末日）

④高齢者世帯数

平成7年以降、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数はともに増加し続けており、令和2年にはそれぞれ14,136世帯、15,964世帯となっています。ただし、一般世帯数に占める高齢者世帯数の割合は平成27年をピークに減少し、令和2年は42.7%となっています。

なお、高齢者のみの世帯は様々な課題を抱えやすく、孤立しやすい傾向にあるため、取り残すことのない支援体制が求められています。

■高齢者世帯数の推移



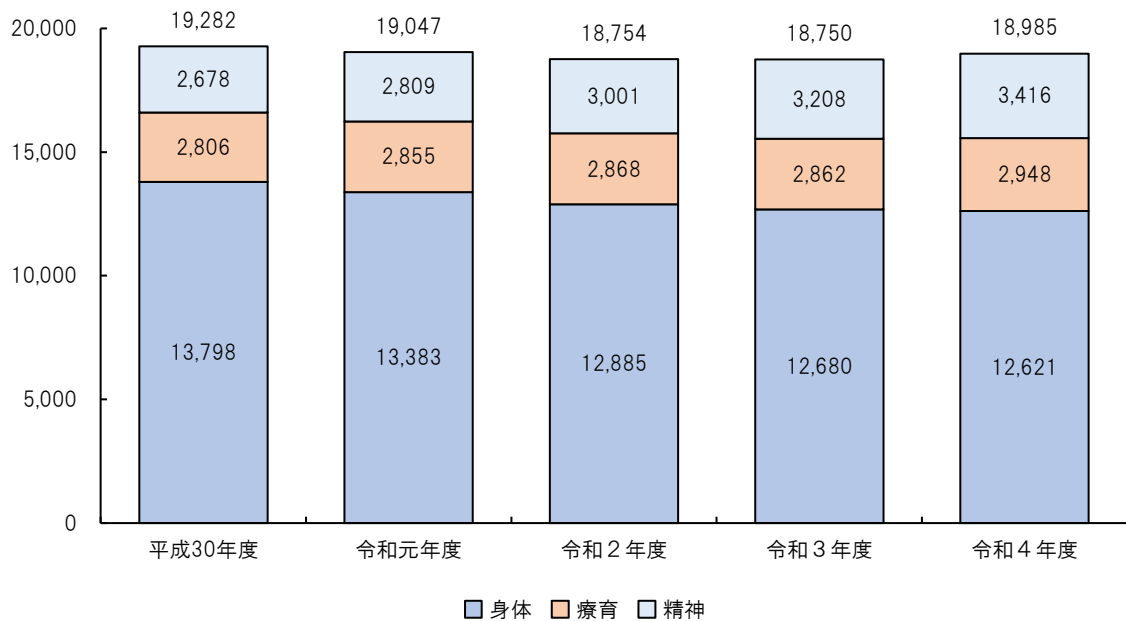
⑤障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移について、平成30年度と令和4年度を比較すると、身体障害者手帳所持者が1,177人減少、療育手帳所持者が142人、精神障害者保健福祉手帳所持者が738人増加しています。

特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が高くなっており、このような状態を受け止めるための障害福祉サービスの充実が求められるほか、地域移行の視点も踏まえ、地域で活躍できるような環境づくりと相互理解が必要となっています。

■障害者手帳交付者の推移

(人)



資料：障がい福祉課（各年度3月31日）

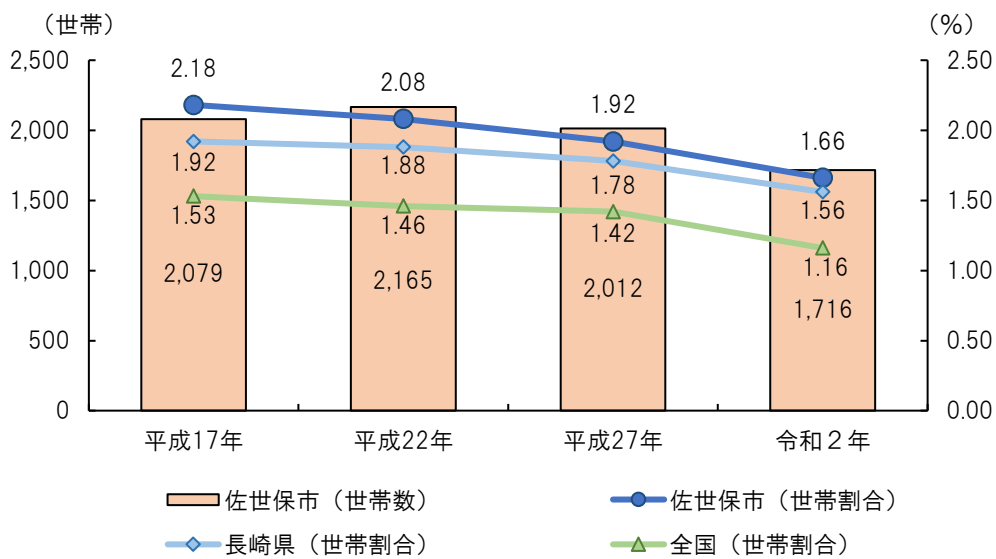
⑥ひとり親世帯数の推移

母子世帯は、平成22年をピークに減少し続けており、令和2年には1,716世帯となっています。国や県と比較すると、より高い割合で推移し続けています。

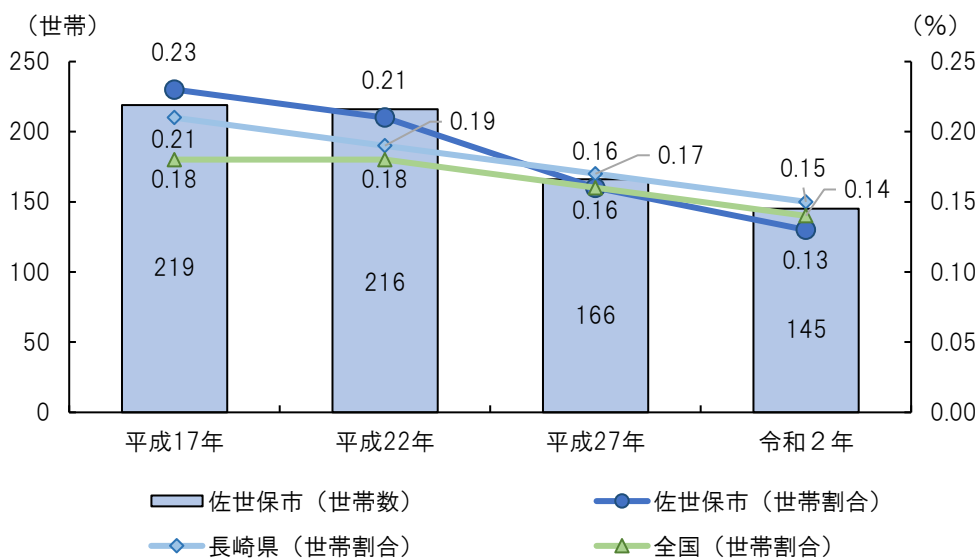
父子世帯は、平成17年から減少し続けており、令和2年には74世帯となっています。国や県の割合で比較すると、平成17年は国や県より高かったものの、減少し続け、令和2年から国や県より低くなっています。

■ひとり親世帯数の推移

【母子世帯】



【父子世帯】



資料：国勢調査

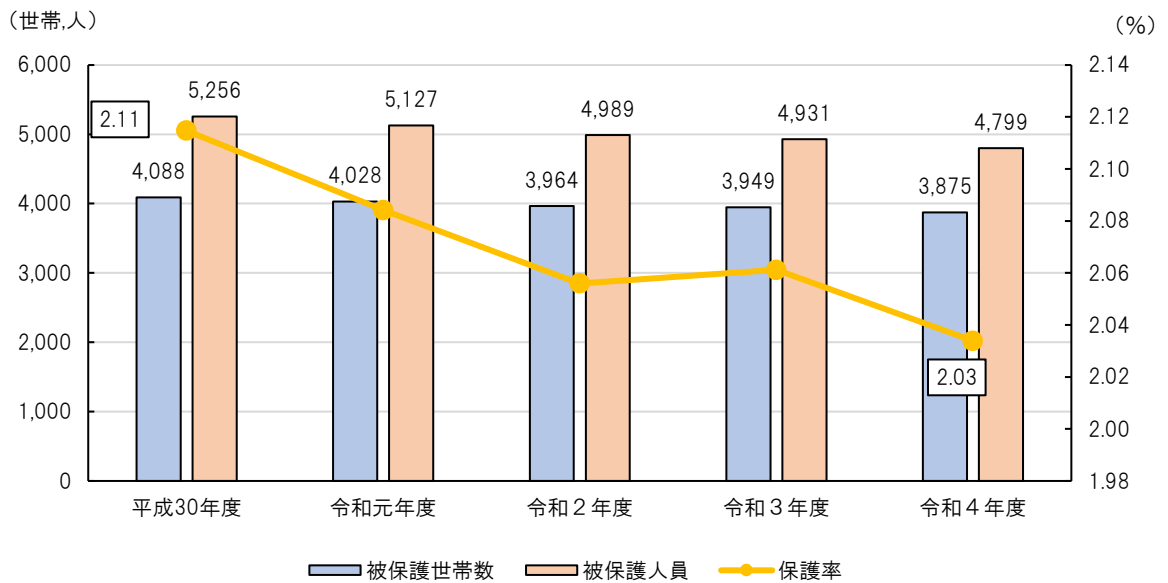
⑦生活困窮者の状況

生活保護世帯については、生活保護人数、生活保護世帯数ともに減少傾向となっており、令和4年では被保護世帯数が3,875世帯、被保護人員数が4,799人となっています。保護率についても減少しており、令和4年は2.03%となっています。

生活保護の世帯類型は高齢者世帯が多く、2,000世帯を超えています。

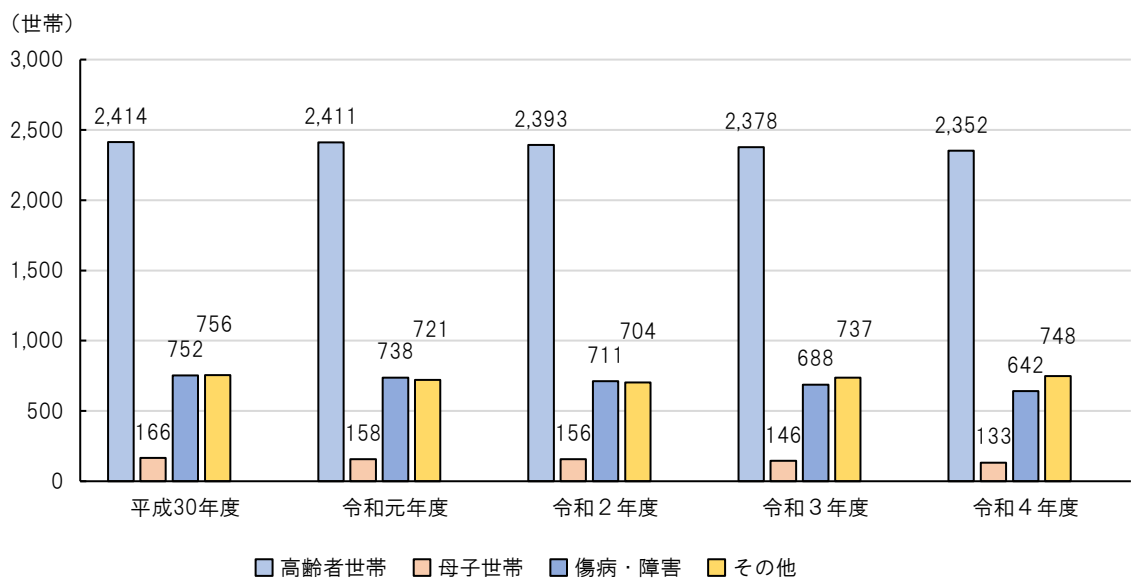
ひとり親世帯や生活困窮者世帯を含め、複雑・多様な課題を抱える世帯が支援につながっていないケースなどもあるため、そういった世帯を把握し支援につなぐことができる体制づくりが必要です。

■生活保護被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移



資料：生活福祉課（各年度3月31日）

■生活保護被保護世帯類型



資料：生活福祉課（各年度3月31日）

(2) アンケート結果から見た特徴

本計画の策定に係る佐世保市市民の地域福祉に関する意識やニーズを把握するための基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

■調査期間

令和4年11月18日（金）～12月19日（月）

■調査の対象者

佐世保市内在住の満18歳以上の市民 3,800人

■調査の方法

調査票記入式のアンケート調査（郵送配付、郵送回収による。）

※住民基本台帳からの地区別（27地区）の比例配分による無作為抽出。

但し、最低標本数を80に調整

■調査票の回答状況

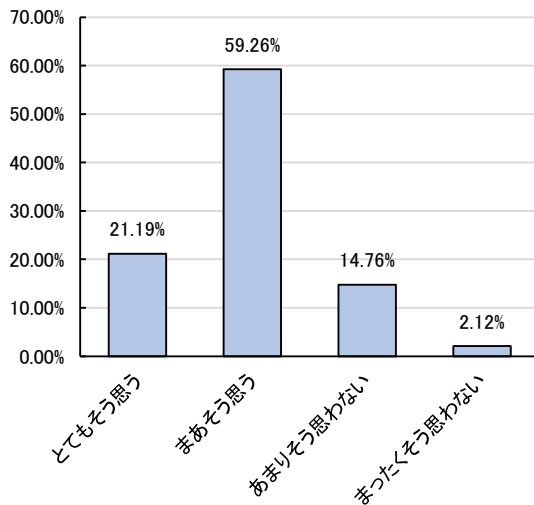
項目	件数	備考
郵送数	3,800件	
回収数	1,463件	回収率 38.5%
有効回収数	1,416件	有効回答率 37.2% ※集計対象

■質問項目の内容

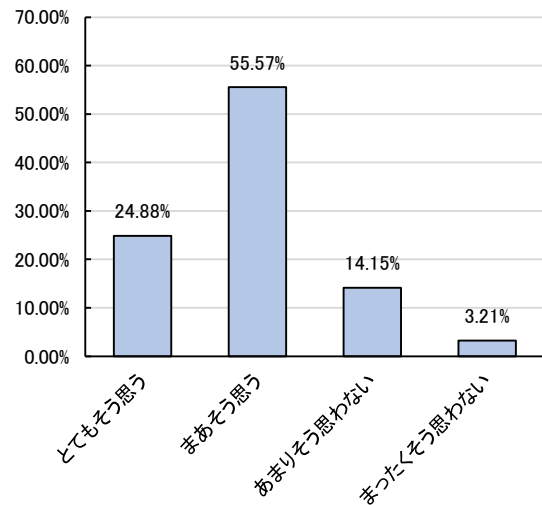
- I. 回答者の基本属性について
- II. 地域や生活および地域活動について
- III. 地域の周辺環境および生活上の困り事とその相談窓口について

①「自助」に関する設問の考察

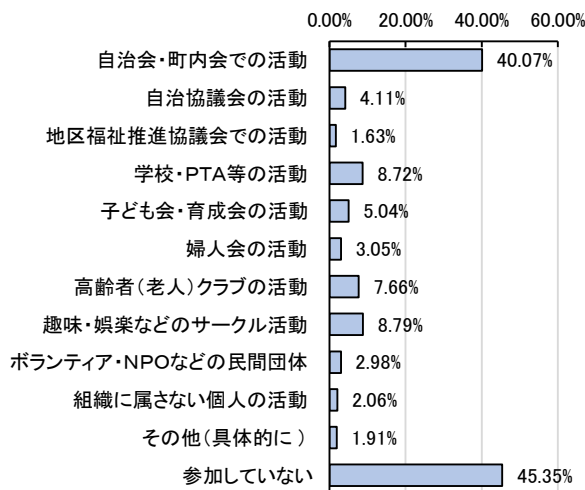
■地域への愛着心があるか



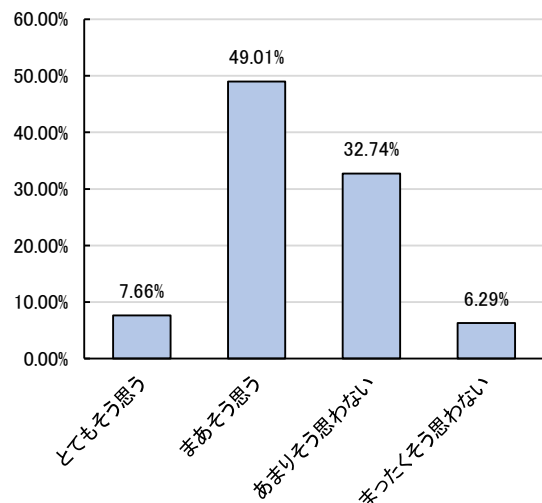
■今後もこの地域に住み続けたいか



■地域の活動や行事への参加状況



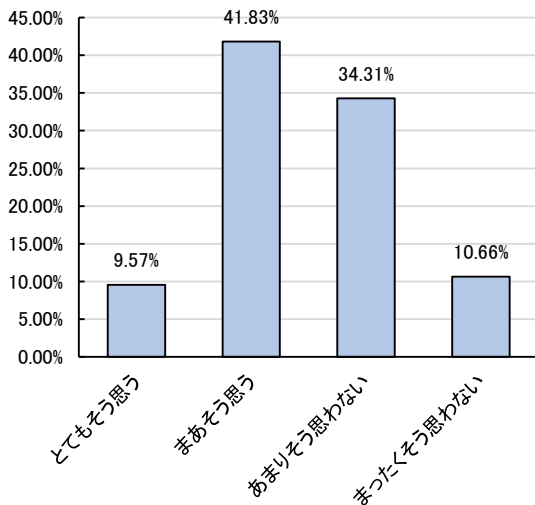
■地域への貢献意識・関心があるか



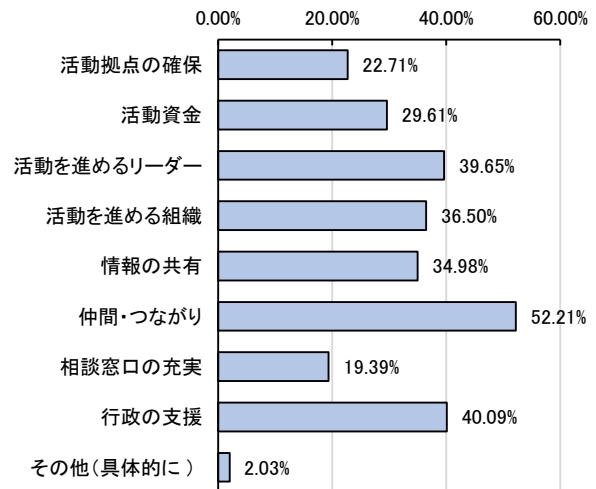
地域への愛着心がある人は8割以上と高く、そのほとんどの人は、今後もこの地域に住み続けたいと考えています。しかし、地域の活動や行事への参加状況に関しては「参加していない」人が多く、参加しているとしても「自治会・町内会での活動」のみにとどまっている人が大半となっています。また、そもそも地域への貢献意識や地域への関心もある人が6割以下となっており、このことから、住みやすさと地域への貢献を切り離して考えている人が多いことが考えられます。

②「互助・共助」に関する設問の考察

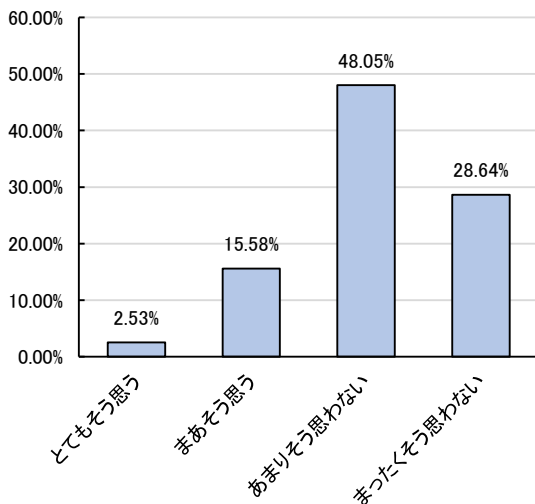
■ご近所同士で支え合っているか



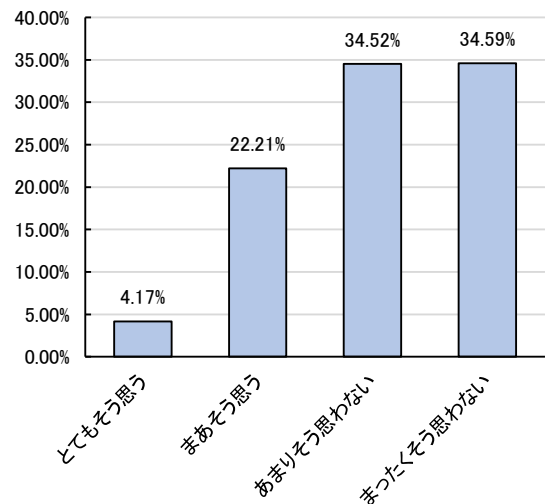
■地域の支え合いの大切な条件



■災害時の見守りネットワークができているか



■地域のことについて話し合う機会があるか

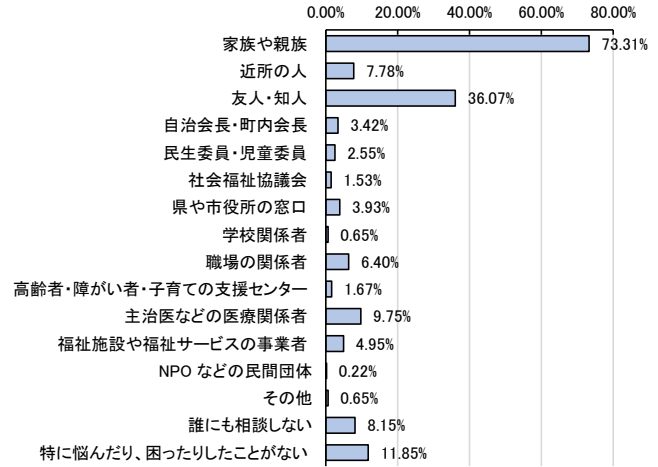
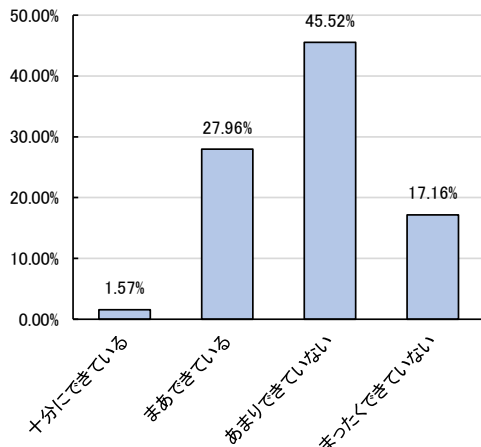


半数程度はご近所同士での支え合いができているものの、残りの半数はあまりできていない実態もあり、社会的な核家族化や地域のつながりの希薄化が進展していることが見受けられます。そのような状況の中で、地域の支え合いを進めるにあたっての大切な条件としては、「仲間・つながり」や「活動を進めるリーダー」が高くなっており、身近な環境の中で、積極的に取組を進める人材や一緒に活動をしてくれる人がいると活動の活性化や新規活動者の参入につながる事が考えられます。

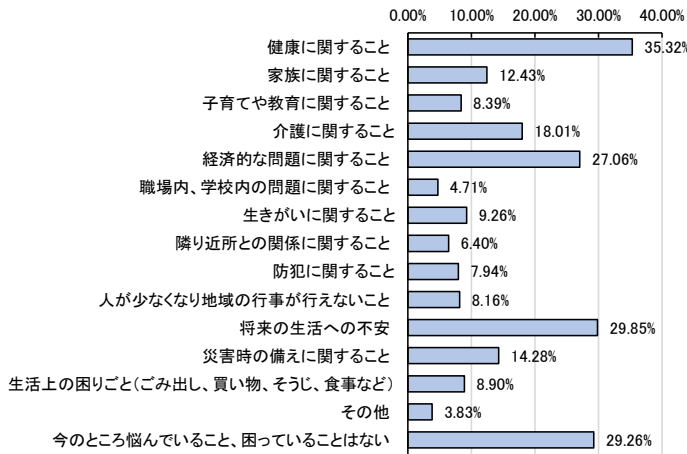
また、災害時のネットワークの形成については不安に思う声が多く、地域の声かけなどの活動とあわせて、公的な体制の整備が必要だと考えられます。さらに、地域課題を把握する体制づくりについても、取組が進められているものの、市民の意識としてはまだ定着しているとは言い難く、行政が主体となって更なる強化を進めることが重要となっています。

③「公助」に関する設問の考察

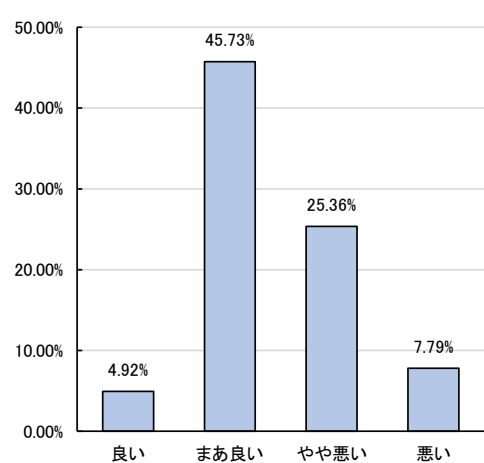
■福祉サービスの情報を入手しているか ■生活上の悩みごとや困りごとの相談先



■日常生活における悩みや困りごと



■在宅介護サービス等の充実について



福祉に関する情報発信については、情報発信がされていることは認知されているものの、その内容が市民まで届いていないと考えられるため、しっかりと内容に目を通してもらえる形での多様な情報発信を行う必要があります。

また、相談先として地域の活動者や公的な相談先を頼る人がかなり少なくなっています。家族や友人への相談で解決できる内容であれば問題はありませんが、公的な支援が必要なケースを想定すると、相談から各種福祉サービスにつなげることができるような体制整備は大きな課題と考えられます。

2. 座談会（地域づくり Cafe）の意見

（1）開催概要

本計画の策定に向けて、日頃、福祉に関する業務や活動に携わる担い手の方々に、地域福祉を推進するために必要だと思うことを考えていただくため、自分たちの住む地域という部分に焦点を当て、市内を3つのブロックに分け、座談会を開催しました。

■概要

開催日時	第1回：令和5年6月25日（日）10時00分～12時00分 中部ブロック 第2回：令和5年7月2日（日）10時00分～12時00分 東部ブロック 第3回：令和5年7月9日（日）10時00分～12時00分 北部ブロック
開催場所	第1回：山澄地区コミュニティセンター 講堂 第2回：広田地区コミュニティセンター 講堂 第3回：吉井地区コミュニティセンター 講座室
対象者	○医療及び福祉関係の仕事に従事されている方（社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、セラピストなど） ○民生委員・児童委員、PTA関係者 ○長崎短期大学、長崎国際大学、長崎県立大学の学生
参加者数	第1回：35名 第2回：40名 第3回：34名

なお、当日は以下の3つのキーワードに基づいて、それぞれ地域の実情や課題、今後の方向性について話し合いをしていただきました。

キーワード

- ①【相談・連携】に関する主な意見
- ②【地域力】に関する主な意見
- ③【つながる仕組みづくり】に関する主な意見

3. 地域福祉計画推進委員会の意見

(1) 地域福祉計画推進委員会の概要

地域福祉計画推進委員会（以下、推進委員会）は、計画の進捗管理及びその評価のほか、次期計画や追加施策の検討を行い、地域福祉の推進にかかる全般とそれを支える佐世保市や社会福祉協議会の関わり方等への意見・提案を行います。

(2) 専門部会の概要

本計画の策定において、推進委員会を2つの部会に編制し、それぞれのテーマに基づき、具体的な取組について協議しました。

部会名	構成	テーマ	内容
つながり、支え合う地域づくり部会	8名	地域で行う自主的な取組について	市民や地域が自主的に活動を行っていくために必要なことが何か、どのような自主活動が必要かなどを検討。
市民活動を支える基盤づくり部会	7名	行政及び社会福祉協議会が中心となって行う公的支援について	自助・互助・共助だけではカバーしきれない「公助」の部分で今後どのような地域課題に対応すべきかを検討。

(3) 開催日程及び協議内容

推進委員会・専門部会	日程	内容
第7回推進委員会	令和5年5月30日（火）	第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について諮問、計画の概要やこれまでの取組の説明
第1回専門部会	令和5年8月7日（月）	部会ごとの課題の整理
第8回推進委員会	令和5年8月21日（月）	「第3期計画」に基づく令和4年度実施事業評価について、各専門部会の報告、第4期計画の施策の体系案の検討
第2回専門部会	令和5年9月8日（金）	部会ごとの施策提案
第9回推進委員会	令和5年11月22日（水）	各専門部会の報告、計画素案の検討
第10回推進委員会	令和5年12月●日（●）	計画案について答申
第11回推進委員会	令和6年2月●日（●）	パブリックコメントの実施結果、委員からの意見への対応、計画最終案の報告

4. 佐世保市の地域福祉に関する課題

第2章1～3の様々な視点から課題をまとめました。

◆住民自身の福祉への関心の向上

福祉分野における担い手不足は非常に大きな課題であり、地域福祉においても、地域の中の自主的な活動やボランティアでの活動者不足、福祉事業者における人材不足など、多方面で「人がいない」という課題が挙げられました。これは、人口減少や地域のつながりの希薄化なども大きな原因ではありますが、加えて住民の福祉に対する関心度が低いことも理由のひとつとして考えられます。

一方で、近年、重層的支援体制の推進の中でも解決すべき事項のひとつとして捉えられている「複合的な課題」を抱える世帯などは、そもそも公的な支援に結び付くための相談ができていないということも見受けられます。これについても、福祉に対する関心が低いことから、そもそもそういった課題を抱えた際にどうすればいいのかわからない故に起きている問題ということが考えられます。

こういった問題を解決していくためには、住民自身が福祉に対して関心を持ち、少しでも自分たちにできることが何なのか、困った際にはどうすれば良いのかを考える機会を増やし、「自助」「互助」としての取組を地域で進めていくことが必要です。

◆住民や団体が協力しながら課題を解決できる地域力の強化

地域福祉活動の要となる地域の活動者は積極的に活動を進めている一方で、活動者の減少やコロナ禍による活動の停滞等により、第3期計画期間中は目標とする成果を上げることができていない部分もありました。コロナ禍も収束に向かっており、本計画期間では、活動の再開と更なる発展を目指す必要があります。

活動を進めるにあたっては、既存の活動者に加え、大学生や若者、元気高齢者等の協力も促しつつ、活動者の輪を広げていくとともに、団体間の情報共有や連携を積極的に図ることで、地域の中で地域の課題を解決できる体制を構築していくことが重要です。

また、重層的支援体制の整備を進める中で、行政や社会福祉協議会と地域の活動者や団体との協働も強化し、地域の課題の吸い上げや細やかな支援の提供をお互いにできる関係性を築くことで、「互助」「共助」の取組を最大限発揮できるような、地域力の強化を目指していくことが必要です。

◆包括的な支援を提供できる福祉サービスの基盤の充実

福祉サービスについては分野別計画の推進を通じて充実が図られてきており、それぞれの課題を解決しながら体制の強化に取り組んでいます。一方で、「複合的な課題」など既存のサービス提供体制だけでは対応しきれない課題も出てきています。

今後、地域の「互助」「共助」の取組だけでは解決できない課題について、どのように支えるのか行政や社会福祉協議会において検討し、人や社会資源を効果的に活用しながら、誰一人取り残さず、すべての人を包括的に支援する体制づくりを進めることが重要です。

地域の困りごとを抱えている人たちへの情報提供や相談体制の充実を図りつつ、支援へ結び付ける体制の強化を進め、「公助」としての機能を十分に果たしていくための福祉サービス基盤の充実に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

一人ひとりが役割を持ち、 地域で支え合いながら暮らすことができる 「地域共生社会」の実現

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、いくつになっても健やかに安心して暮らすためには、介護、障がい、子育て、生活困窮など、各分野の制度を充実させていくことはもちろんですが、制度上、明確に位置づけがなく、支援が必要な「制度の狭間」にある状態や世帯の中で複合化した問題を抱えている状態など、地域では必ずしも制度の枠組みだけでは対応できない課題を解決していくことが重要です。

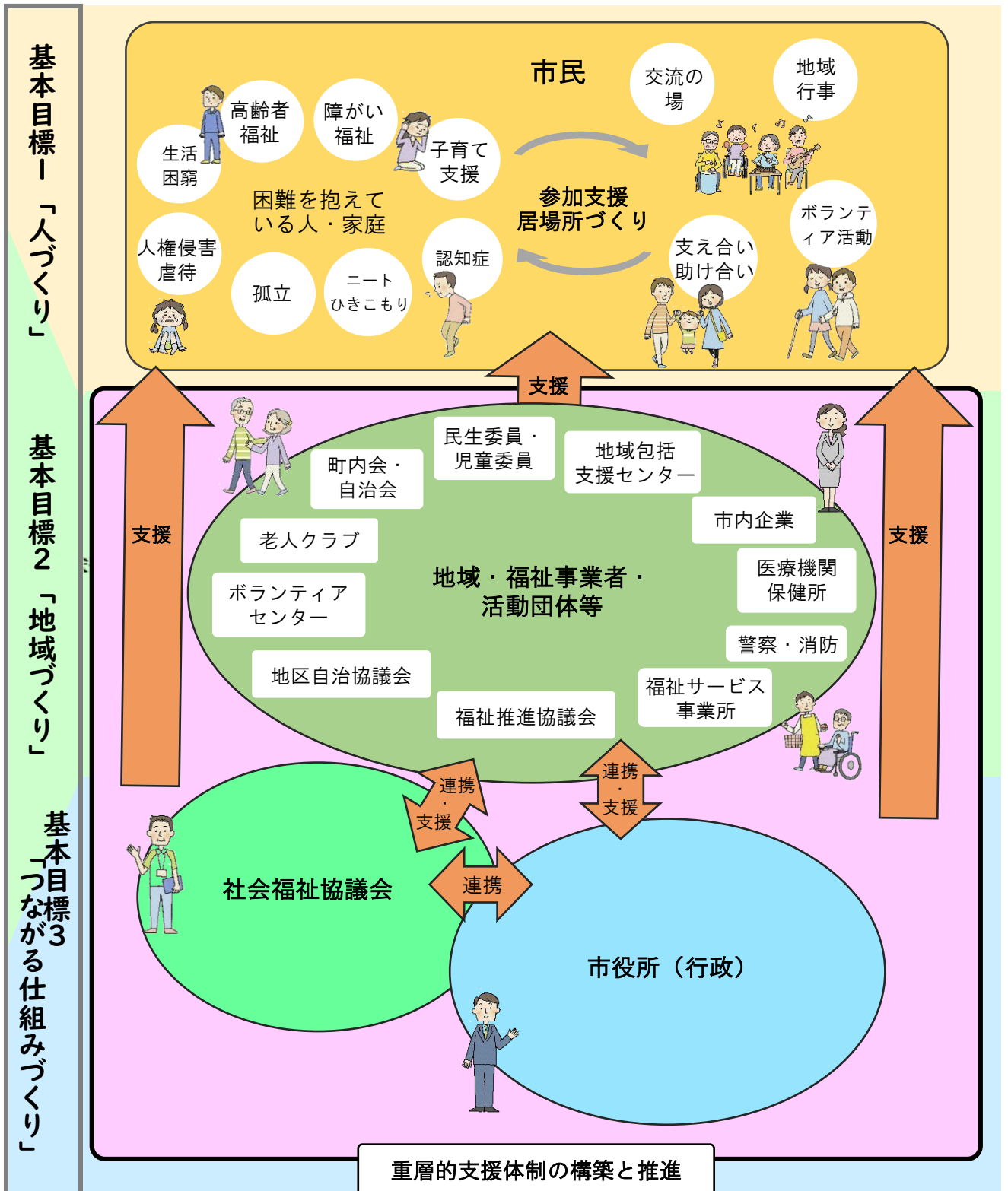
地域が抱える課題を解決するため、本計画では、従来の制度や組織の「縦割り」を「つながり」に変えて、より効果的な仕組みづくりを目指し、身近な地域で気軽に相談できる包括的な相談体制づくりや地域の課題を地域で解決する地域力の強化、関係者が連携し適切な支援につなげる体制づくりなどに取り組み、地域福祉の推進を図ります。

また、地域福祉の推進は、地域づくりと不可分の関係であることから、市民一人ひとりが「自分や家族が暮らしたいまち」を主体的に考え、積極的に地域づくりに参画しやすい機会の充実を図ります。

市民をはじめ、行政機関や専門機関、関係団体、企業など、多様な主体が、世代や分野を超え相互につながり、それぞれの特性を活かしつつ自らの役割を考え、自助・互助・共助の考えを基本として身近な地域で主体的活動を行い、みんなが協力し支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進してまいります。

2. 佐世保市が目指す地域共生社会

本市では基本理念に基づく取組を進めることによって目指す「地域共生社会」を以下のよう
 考えています。市民・地域・福祉事業者・活動団体・社会福祉協議会・市のそれぞれが役
 割を担い、その責務を果たしつつ、お互いに協力しながら「地域共生社会」の実現に向けた
 取組を進めます。



3. 基本目標

本計画では、「第2章第4節 佐世保市の地域福祉に関する課題」に基づき、以下の基本目標を掲げ、計画を推進します。

基本目標1：地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」

市民の福祉に対する関心を少しでも高めていくことで、地域の中で積極的な活動を進める人が一人でも多くなるよう、市民の福祉意識の向上を進めます。

具体的な取組としては、「ふくし教育」の推進やボランティア活動に対する支援、さらに自主的な活動に対する支援や気軽な地域活動・地域交流の促進などを行い、まずは、市民の地域や福祉に対する関心を少しでも高めることに取り組みます。

【計画達成に向けた数値目標】

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
ボランティアセンターにおけるボランティア活動希望登録者数	298人 (R4)					
地域福祉に関する講演会の参加人数						
地域活動や行事に参加している人の割合 (市民意識調査アンケート)	54.65% (R4)	-	-	-	-	

基本目標 2 : 誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

地域活動においては、活動者の減少やコロナ禍による活動の停滞等の状況が見られる中、今後、地域福祉の要ともいべき地域内の活動の再開にあわせて、より発展をさせていくために、団体間の連携や情報共有など、これまで以上に地域の中で活動しやすい環境を形成しながら、活動の輪を広げていく取組を推進します。

具体的には、地域の福祉活動者に対する支援の充実や地域の課題把握をするための情報共有体制の構築、また、防災・防犯・交通安全等の福祉以外の分野における地域の活動と連動した支え合いの体制づくり等に取り組めます。

【計画達成に向けた数値目標】

項目	実績	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
ふれあいいいききサロンの自主運営数	-	6カ所	12カ所	18カ所	24カ所	30カ所
個別避難計画策定進捗率 ※洪水ハザードマップにおける危険区域内の要支援者の方を対象	2.2% (R4)	42.2%	74.7%	83.1%	86.8%	98.1%
「生活上の悩みや困りごとの相談先」について相談先があると答えた人の割合 (市民意識調査アンケート)	91.85% (R4)	-	-	-	-	

基本目標3：すべての人を包括的に支えるために、人と人、人と社会資源が「つながる仕組みづくり」

地域内での支え合いが地域福祉の要である一方で、すべての人を支えるためには、公的支援を通じ「自助」「互助」「共助」を補完していくことが必要であることから、行政や社会福祉協議会では、地域内では対応しきれない課題に対して、迅速に対応できる福祉サービスの基盤づくりに取り組み、相談から支援まで包括的に行える体制を整えます。

具体的には、多様な手段による情報提供や相談機能の拡充、各種福祉サービスの充実、福祉ニーズを市の取組として反映していく体制づくり等に取り組み、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

【計画達成に向けた数値目標】

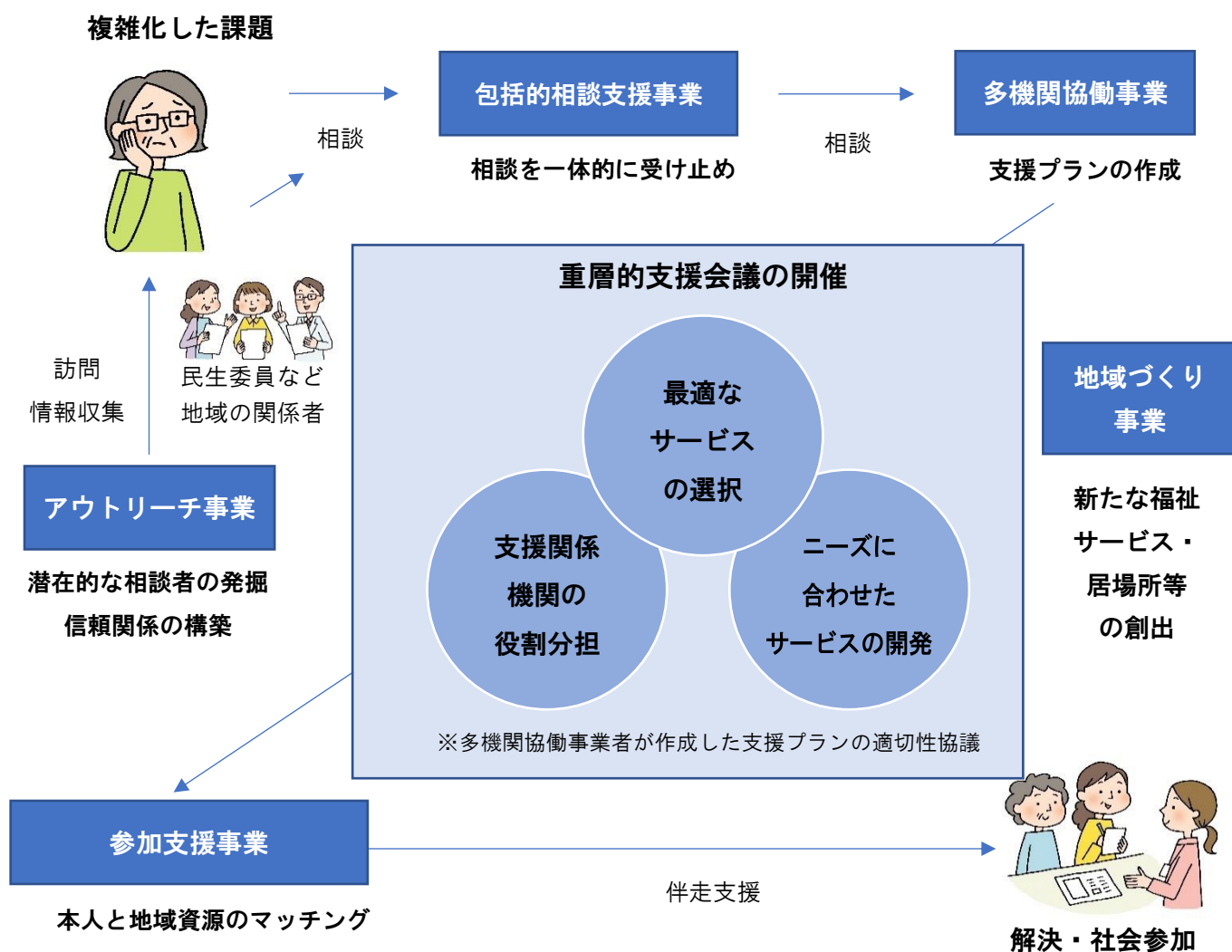
項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
複合的な課題等の相談が多機関協働事業者につながった件数	体制整備	体制整備	10件	15件	20件	25件
行政や社会福祉協議会等の相談窓口を知っている人の割合（市民意識調査アンケート）	77.26% (R4)	-	-	-	-	

4. 重点プロジェクト

重層的支援体制整備事業の構築と推進

本計画では、国が推進している「重層的支援体制整備事業」の取組と連動した施策展開が必要になっています。この「重層的支援体制整備事業」は、①包括的相談支援事業、②地域づくり事業、③多機関協働事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤参加支援事業から構成されており、庁内の連携体制と相談機能の強化を図りつつ、関係機関とも連携を強化しながら、「複合的な課題」をはじめとした分野横断的な福祉課題への対応を行うためのネットワークを構築する事業です。本市としても重層的支援体制の整備に向けて段階的な取組を検討していることから、第4期計画では、この「重層的支援体制の構築と推進」を重点プロジェクトとして設定します。

なお、上記の①～⑤の事業については、分野横断的な取組が求められるため、本計画においても施策の1つとして位置づけるのではなく、基本目標を横断する形で設定します。



5. 推進体制

(1) 推進体制

住み慣れた地域で、いくつになっても健やかに安心して暮らすことができる佐世保市を実現させるためには、本計画を効率的・効果的に推進する必要があります。

地域福祉の推進の役割を担うものとして、市民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、佐世保市社会福祉協議会、佐世保市など、多様な主体が相互に協力し合い、本計画の基本目標達成を目指し、地域福祉活動に取り組みます。

(2) 計画を推進するための役割

①市民一人ひとりの役割

地域福祉活動の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。

地域福祉を推進していくためには、世代を問わず市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。地域の一員として、隣近所とのあいさつなどにより、人と人の繋がりを大切にするとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を我が事として受け止め、住んでいる地域をより良くするため、地域でのボランティア活動等に参加するなど、自分が取組めることから積極的に参加することが大切です。

②各推進主体の役割

ボランティア・NPO等の活動を基盤として、地域における福祉活動の充実が図られており、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。地域福祉を推進していくためには、市民に各推進主体の役割や活動に対する理解及び、その活動への積極的な参加を促すとともに、より一層の相互連携による地域の福祉ニーズの把握・対応が求められます。

■主な役割

地区自治協議会

町内会を中心に地域コミュニティの維持、再構築もしくは形成、地域課題の解決または地域活性化に取り組むことを基本として設置された団体（市長の認定を受けたもの）

町内会・自治会

一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体または自治活動を行っていると認められる集合住宅の管理組合

民生委員・児童委員

地域において、地域住民の見守りや福祉の相談に応じ、必要な支援へのつなぎ役として活動を行う（厚生労働大臣から委嘱されたボランティア）

ボランティア

個人の自発的な意志に基づき社会に貢献する活動を行う人やその活動

NPO

営利を目的としない特定非営利活動法人やボランティア団体などの市民公益活動団体

協定締結企業

市と協定締結し地域の見守り活動や災害時対応等を行う民間企業

社会福祉事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行うもの（社会福祉法人等）

専門職

専門分野での豊富な知見に基づき専門的活動を行う職種の人や組織

③社会福祉協議会の役割

佐世保市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な組織として、佐世保市と連携し、地域福祉を目的とする施策の企画及び実施・普及等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な活動を行っていく責務と役割があります。

市民をはじめ、関係機関、各種団体等、幅広い分野との連携を強化し、地域福祉活動を促進することで基本目標の達成を目指し、佐世保市と共に本計画の推進を図ります。

④行政の役割

佐世保市は、地域福祉の推進にあたり、福祉施策を効率的・効果的に推進するなど、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務と役割があります。

あわせて、地域福祉を推進する社会福祉協議会をはじめ、各推進主体の役割をふまえながら、相互の連携・協力を図るとともに、行政内部においては、市政の様々な分野との連携を強化し、分野横断的な視点で各施策を実施することで、基本目標の達成を目指し、本計画の推進を図ります。

(3) 進捗管理

佐世保市が設置する推進委員会において、計画の進捗状況、取組の効果などについて点検・評価を行います。評価については、計画に記載する数値目標等によって、達成状況を把握するほか、各施策に紐づく事業の実施状況とも照らし合わせながら進捗管理を行います。

また本計画では、地域福祉計画の数値目標は基本目標ごとに、アンケート調査結果及び事業の実施状況に関する実績値を複数項目設定し、アウトプット指標・アウトカム指標の双方から基本目標の進捗状況を評価します。地域福祉活動計画については、各事業と対応する事業の実施状況に関する実績値及び数値で評価できない項目は事業の年次計画を掲載し、毎年事業の推進が行われているかを把握するアウトプット指標にて事業の進捗状況を評価します。

推進委員会での評価は、次年度以降の施策や取組へ反映させていく必要があることから、毎年度実施します。

なお、本計画の性質上、推進委員会の事務局は、佐世保市と社会福祉協議会の共同で担います。

6. 施策体系

一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合いながら暮らすことができる『地域共生社会』の実現

基本目標1 地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」

基本目標2 誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

基本目標3 すべての人を包括的に支えるために、人と人、人と社会資源が「つながる仕組みづくり」

(1) 共に生きる地域を支える人づくりの推進

- ①ふくし教育の実践 ②地域福祉への意識啓発
- ③福祉活動プラザの運営

(2) ボランティア活動の推進

- ①ボランティアセンター運営 ②ボランティア育成と活動支援

(3) 市民活動の活性化

- ①地域における自主的な市民活動への支援や連携体制の構築

(4) 地域住民の交流活動の活性化

- ① 気軽に地域で交流できる機会の創出
- ②地域交流活動に寄与する健康寿命延伸の取り組み

(1) 住民相互による地域活動の推進

- ① ふれあいいきいきサロンの推進 ②食を通じた地域活動の支援
- ③コミュニティビジネスに関する検討と実践

(2) 地域の課題を把握する体制づくり

- ①身近に相談できる体制づくり ②民生委員・児童委員の活動支援

(3) 課題を解決するための体制づくりと活動の促進

- ①地域福祉を推進する組織の活動支援
- ②多機関協働による地域の相談支援体制の構築
- ③課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり

(4) 暮らしの安全・安心をまもる体制づくり

- ①災害ボランティアネットワークの推進 ②災害ボランティアに関する意識啓発
- ③緊急時・救急時に備える取組 ④災害時避難行動要支援者支援事業の推進
- ⑤福祉避難所の充実 ⑥日常的な地域の安全・安心の保全

(1) 情報発信力の強化

- ① 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供
- ②地域福祉活動の情報提供

(2) 各種福祉サービスの充実

- ①高齢者福祉サービスの充実 ②障がい福祉サービスの充実
- ③子育て支援の充実 ④生活困窮者支援の充実

(3) 権利擁護の推進

- ①権利擁護に関する相談対応の充実
- ②虐待の早期発見・早期対応に向けた体制づくりの推進
- ③日常生活自立支援や成年後見の推進

(4) 社会福祉法人による公益的な取組の充実

- ①地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映

(5) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ①利用しやすい福祉関連施設の環境づくり

重点プロジェクト「重層的支援体制の構築と推進」

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」

【重点プロジェクトとの関連性】

重層的支援体制の構築にあたっては、市民や関係機関の理解も重要となるため、ふくし教育や福祉意識の啓発とあわせて進めることにより、重層的支援体制の考え方を地域にも浸透させ、制度の定着を図ります。

(1) 共に生きる地域を支える人づくりの推進

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりの「地域共生」に向けた支え合いに対する福祉意識の醸成が必要不可欠です。福祉意識の醸成を進めるためには、市民が積極的に社会参加をすることや、子どもの頃から福祉について学ぶことにより、お互いに思いやり、認め合う心を育むことが重要です。

本市では、学校教育や生涯学習と連携した「ふくし教育」の推進に取り組んでおり、それを軸とした福祉意識の醸成を進めることで、市民一人ひとりが地域共生社会の基盤となれるような「人づくり」を行います。

① ふくし教育の実践

佐世保市	○社会福祉協議会が行うふくし教育の活動を、学校や生涯学習活動で広く浸透させていくために、教育委員会と連携しながら事例研究などを行い、プログラムの内容の拡充や新たな取組の検討を行います。
社会福祉協議会	○「ふくし教育実践指針」に基づき、各世代別（階層）のふくし教育を関係機関と連携しながら取り組みます。 ○「ふくし教育実践事例集」に基づき、学校と連携したふくし教育に取り組みます。プログラムは発達段階や学校のニーズに応じたものとし、「サービスラーニング」の導入を図ります。 ○医療・福祉職への関心を高めるために子どもを対象とした福祉職業体験プログラムに取り組みます。 ○企業と地域とをつなげ、企業が社会貢献活動に取り組みやすい環境を整備します。 ○ふくし教育推進委員会において、プログラムやプロセスの検証に加え、実践者の意識の変化を可視化する等、様々な視点による評価方法を検討します。

【主な取組】

- ・「サービ斯拉ーニング」によるふくし教育の実践
- ・福祉職業体験プログラム「（仮称）キッズ・ジョブ・イン・コミュニティ」の実施
- ・企業と地域とのネットワークづくり
- ・市民を対象としたふくし教育推進フォーラムの開催
- ・ふくし教育推進委員会の開催

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
サービ斯拉ーニングの実践	-	準備	段階的に実施	→		
福祉職業体験分野別プログラムの実施	-	準備	段階的に実施	→		
企業の社会貢献活動	-	環境整備	→			

② 地域福祉への意識啓発

佐世保市	○地域福祉の取組をより広く市民に周知するために、ホームページや SNS など市の広報媒体を活用した情報発信を行います。
社会福祉協議会	○地域住民や関係機関、ボランティア団体など、多くの市民の地域福祉への理解と関心を高め「共に生きる地域づくり」に向けた意識醸成を図るため、地域福祉に関する講演会や出前講座を SNS やオンデマンド等による発信によって実施します。

【主な取組】

- ・地域福祉講演会の実施
- ・地域福祉に関する出前講座の実施
- ・受講者に対する満足度調査の実施

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
受講者アンケート満足度調査	-	実施	→			

③ 福祉活動プラザの運営

佐世保市

- 福祉活動の拠点として、福祉活動プラザを運営します。
- 障がい等により福祉的支援が必要な組織（福祉系団体）の活動を支援します。特に、団体の会員・賛助会員の加入促進の取組を支援することで組織力の強化を図りつつ、関係機関との連携体制の構築にも取り組みます。
- 福祉活動プラザにおいて、福祉に関する研修会や講演会、体験講座等を企画・開催するなど、学ぶ場の提供による人材育成や啓発活動を行います。
- 福祉の情報を効果的に発信する仕組みづくりや、情報を市民が入手しやすい環境（インターネットを活用した情報発信や福祉情報コーナーの整備等）を整備します。
- 福祉活動プラザの利用を広く呼び掛けます。

【主な取組】

- ・福祉活動プラザの管理運営
- ・福祉系団体及びその活動に対する支援
- ・福祉的支援が必要な人を支える人材育成
- ・市民を対象とした福祉に関する意識醸成、啓発活動

(2) ボランティア活動の推進

地域福祉の推進の中で、大きな役割を担うのがボランティア活動です。しかし、近年は活動者の減少や活動が減少傾向にあり、より幅広い人々がボランティア活動に参画することが求められています。

若年層や子育て世代、退職前後世代等に対する多様なアプローチを充実させ、個人の資格や特技を活かしながら、ボランティア活動に積極的に参加できる環境づくりを進め、ボランティア等の養成と活動支援の充実を図ります。

① ボランティアセンター運営

佐世保市	○社会福祉協議会の取組に対し、継続して支援を行います。
社会福祉協議会	<p>○ボランティアセンターが地域福祉活動のフロントとしての役割を果たすべく、現状と課題を整理し、あるべき姿と行動計画を示した指針を策定します。</p> <p>○ボランティアニーズの発掘を強化し、活動希望者と要支援のニーズに合ったマッチングに努めます。</p> <p>○相談機関や関係団体とのネットワーク構築を図り、ニーズを把握できる体制づくりを行います。</p> <p>○ボランティア活動に関する情報を広く市民に発信するとともに、活動希望者には、メールやSNS等を通じて活動につながる情報を迅速に提供します。</p>

【主な取組】

- ・ ボランティアセンター運営指針の策定
- ・ ボランティアニーズの発掘とマッチングの強化
- ・ ホームページ、SNS等によるボランティア情報の発信

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
ボランティアセンター運営指針の策定	-	策定	運用	→		
関係機関とのネットワークづくり	-	構築	運用	→		

② ボランティア育成と活動支援

佐世保市

- 佐世保市民活動交流プラザを通じて、活動の場の提供、各団体の活動紹介、各種情報提供等を行うことにより、ボランティア団体の活動を支援していきます。
- 社会福祉協議会の活動に対し、継続して支援を行います。

【主な取組】

- ・市民活動交流プラザ運営（貸室、印刷機・プリンター提供、交流スペース提供）
- ・プラザ登録ボランティア団体支援

社会福祉協議会

- 「ワークキャンプ」等小・中学生を対象としたプログラムを実施し、将来の活動者の発掘・養成に努めます。
- ボランティア活動者を対象とした実践講座を実施し、スキルアップを支援します。また、動画やオンデマンド配信等による講座の展開を検討します。
- 登録1年以上のボランティアグループが実施する研修会の経費や県内外で開催される研修会参加費の一部を補助するボランティア研修費補助事業を継続し、活動者のスキルアップに向けた支援を行います。

【主な取組】

- ・各種ボランティア講座及び研修会の開催
- ・登録ボランティアグループへの研修費補助
- ・地域福祉分野で活動するボランティアの育成

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
各種講座の開催 (出前・入門・実践合計)	実施	→				
ボランティアセンター の登録者数の拡充	実施	→				
地域福祉活動メニュー 開拓・導入	-	開拓 導入	実施	→		

(3) 市民活動の活性化

地域福祉の推進は、ボランティアや既存の活動団体などの取組が中心ではありますが、本来は市民の自主的な活動が活発となり、お互いに貢献し合える関係性を地域で築くことができるようになることが理想です。

既に地域で自主的に活動している団体や人材の把握に努め、積極的に地域参画を促す仕組みづくりを進めることで、市民活動の活性化を図ります。

① 地域における自主的な市民活動への支援や連携体制の構築

佐世保市	○ボランティア団体等に所属せず、既に独自で地域福祉に関する活動を行っている団体や人材の把握に努めます。
社会福祉協議会	○潜在的な活動者への支援や事例研究により地域課題を共有し、若い世代のアイデアと積極的な地域参画を促す仕組みづくりを行います。

【主な取組】

- ・若い世代のアイデアと積極的な地域参画を促す仕組みづくり

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
プロジェクト	-	研究	体制の 検討	運営	→	

(4) 地域住民の交流活動の活性化

地域の中で気軽に交流ができる場所を形成し、イベントや行事への参加による地域交流を促進し、地域住民の交流活動の活性化を図ります。

① 気軽に地域で交流できる機会の創出

佐世保市

- イベント・行事の開催や、近隣住民同士が気軽に集えるよう、施設の設備や備品などの維持管理の支援に取り組みます。
- 地域や民間団体などが様々な目的で、空き家を活用していただけるように、空き家情報や活用事例の情報発信を行います。
- 学校と連携し、子どもも大人も参加できる地域交流の場を設けるため、教育委員会と連携しながら、地域と学校をつなげる取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 施設の増改築又は施設の設備・備品等への補助金の支給

社会福祉協議会

- 各種団体と連携しながら交流の場やイベントを開催します。
- 「コミュニティカフェ」の設置を推進し、多世代・多機関による情報交換や交流の場をつくれます。

【主な取組】

- ・ 交流の場やイベントの開催
- ・ 「コミュニティカフェ」の設置運営

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
交流の場・イベントの開催	-	段階的に実施	→			
「コミュニティカフェ」の設置	-	段階的に実施	→			

②地域交流活動に寄与する健康寿命延伸の取組

佐
世
保
市

○地域ですでに取り組んでいる健康づくりの活動や介護予防の取組を活用し、地域内交流の活性化を図ります。

【主な取組】

- ・運動普及推進員養成講座の開催、及び各地区での自主活動の支援の実施
- ・食生活改善推進員養成講座の開催

基本目標 2 誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

【重点プロジェクトとの関連性】

地域の課題を拾い上げ、課題解決に向けた体制づくりについては、重層的支援体制整備事業の「多機関協働事業」や「包括的相談支援事業」と連動しながら推進を図り、地域住民と市、社会福祉協議会が連携しながら体制を構築します。

(1) 住民相互による地域活動の推進

地域活動の活性化に向けては、住民同士が気軽に集い日常的に交流できるよう、身近な地域での交流拠点を構築し、地域のボランティアによるレクリエーション等の活動を推進することで、多くの住民が地域に関心を向けることが重要です。

そのため、地域で活発的に活動している団体や集まりへの活動支援に取り組みます。また、地域住民自らが自由な発想で魅力的な地域活動を行うことが、地域の課題を解決できる地域力の強化につながると期待されるため、先駆的な取組等について研究検討します。

① ふれあいいいききサロンの推進

佐世保市

○ふれあいいいききサロンの活動を推進します。また、高齢者だけでなく、地域住民を広く対象としながら、多様な地域活動や生涯学習活動等が生まれやすい環境づくりを行います。

社会福祉協議会

○住民主体の地域活動であるふれあいいいききサロンが地域で継続して実施されるよう、遊具の貸出、初期活動に対する財政的支援等を行います。
また、関係機関・団体やボランティアグループ等と連携した支援に取り組み、その連絡調整を行います。
○運営の中心的役割を担うボランティアを育成・支援するために、サロンリーダーを対象とした研修会や情報交換会等を開催します。また、参加機会を増やすためオンライン等の活用を行います。

【主な取組】

- ・遊具の貸出、初期活動に対する財政的支援等の実施
- ・サロンリーダー研修会等の開催
- ・サロン活動の周知、事業説明等による開設支援

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
サロンの自主運営数	-	実施	→			
サロン研修会等開催回数（開催カ所数）	3カ所 (R4)	3カ所	5カ所 (離島含)	実施	→	

② 食を通じた地域活動の支援

佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ○民間が実施している活動（地域資源）について、民間と行政、または民間同士をつなぐ働きかけを行い、活動の活性化を図ります。 ○「させぼ子ども食堂ネットワーク」等、民間の支援者との連携や情報交換・共有を図ります。 ○フードドライブ事業等を活用し、潜在的な悩みや課題の把握し適切な支援につなげるため、市や関係機関等に情報共有ができる体制づくりを進めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂に対し、食材提供企業とのマッチングによる支援のほか、企業の社員食堂等の活用と仕組みづくりを推進します。 ○食事サービスグループに活動実績に応じた助成を行います。また、食事の提供が充実するよう、ボランティアを対象とした研修会を大学等と連携して実施します。 ○ボランティアセンターで実施するボランティア講座等を通じて、ボランティアの養成やそのマッチングに努めます。

【主な取組】

- ・子ども食堂の支援（食材及び活動場所提供企業とのマッチング）
- ・食事サービスグループへの活動実績に応じた助成金の交付
- ・ボランティアを対象とした研修会の実施

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
食に関する協力企業の新規開拓数	1カ所 (R4)	実施	→			

③ コミュニティビジネスに関する検討と実践

社会福祉協議会

- 地域住民が主体となり、地域課題の解決のために取り組まれる、地域に根差した事業活動（コミュニティビジネス）について研究し、福祉分野における新たな活動の創出に向けて検討・実践を行います。
- 人と人がつながる地域を創造するため、農業を通じて「つながり、教え、学びあえる居場所」をつくるとともに、ビジネスとして運営できるよう支援します。また、ひきこもりの状態にある方等が賃金を得ながら支援や訓練を受け無理なく地域社会へ参加できる「雇用型居場所」となるよう研究し支援します。
- 新たにコミュニティビジネスを始める地区等の相談に応じるほか、必要に応じて人材確保に向けたマッチング支援や国や県の補助金の活用に向けた支援を行います。

【主な取組】

- ・ コミュニティビジネスの研究・実践
- ・ コミュニティビジネスの実践

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
コミュニティビジネスの実践	検討	検討	実践	—————▶		

(2) 地域の課題を把握する体制づくり

地域の課題を把握していくためには、相談窓口を設けるだけでなく、民生委員・児童委員等の活動による地域の中で身近に相談しやすい体制をつくること、住民の悩みごとや困りごとを拾い上げることができる環境をつくる必要があります。

また、福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉協議会が有する機能やこれまで培った知識や技術を活かし、機能強化を図るとともに、現状を明らかにするための調査の実施や専門職自ら地域に出向き、ニーズの掘り起こしを進めます。

さらに、地域組織だけでなく、行政や各種関係機関・団体等との連携・協力体制を構築し、課題把握・解決に取り組みます。

① 身近に相談できる体制づくり

佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ○相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な相談支援事業者や各種支援機関との連携を図り、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する支援体制の整備を行います。 ○複合的な地域課題への対応に向けて、困りごとや悩みを抱えていても相談できない世帯に対して、支援ができる相談支援体制づくりに向けて、関係各課と検討を進めます。 ○地域では対応できない課題に対し、行政が迅速に対応できるよう課題解決のための支援体制づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民にとって身近な場所で個別の課題を早期に発見し、関係機関・団体等との情報共有を図ることで、身近に相談できる体制づくりを推進します。

【主な取組】

- ・心配ごと相談所の開設

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
心配ごと相談所の開設	-	検討	段階的に設置	—————→		

② 民生委員・児童委員の活動支援

佐世保市

- 関係各課との連携のもと、民生委員・児童委員の活動に資する適時的確な情報提供に努めるとともに、民生委員児童委員協議会等と連携強化を図り、地域の課題を吸い上げ、関係機関や社会福祉協議会、行政と相互に情報交換を行える体制づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員が行う地域での日頃の福祉活動を支えるため、必要な補助を行うなど、積極的に支援します。
- 民生委員・児童委員の定数については、3年に一度の一斉改選のたびに見直しを行い、欠員が出ている地域には説明及び依頼を重ねることで、各地域に応じた適正配置に努めます。また、担当地区についても、より効果的な地域福祉活動となるよう社会福祉協議会ほか関係団体と情報共有を図り、活動がしやすい環境整備に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動について広く周知を図り、市民の理解を深めます。

【主な取組】

- ・ 民生委員児童委員活動費補助事業
- ・ 連絡調整会議及び各種研修会の開催

社会福祉協議会

- 民生委員・児童委員が抱える困難ケースに対して、民生委員児童委員協議会等からの要請に基づき定例会等への参加やケース検討会を開催するなど、必要に応じた支援を行います。

【主な取組】

- ・ 地区定例会等への参加（事業の周知、説明）
- ・ 相談対応のバックアップ（困難ケースへの対応など）

(3) 課題を解決するための体制づくりと活動の促進

地域共生社会の実現に向けては、地域の住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向けて取り組める地域づくりを進めていくことが必要となります。そのためには、まず、地域でどのような課題を抱えているのかを把握できる体制をつくることが重要です。

地域課題の把握に向けては、地域コミュニティ内での相談や情報共有等の活性化を図りつつ、自主的な活動・ボランティア活動等とも連動しながら課題の掘り起こしと共有を行います。

① 地域福祉を推進する組織の活動支援

佐世保市	○福祉推進協議会や地区自治協議会の保健福祉部会からの地域課題の把握に努めます。
社会福祉協議会	<p>○社会福祉協議会は、地区自治協議会の「保健福祉部会等」を小地域の福祉活動を推進する基礎組織と位置付け、地域福祉活動についての支援を行います。</p> <p>○社会福祉協議会が事務局を担い、福祉推進協議会の会長や地区自治協議会の「保健福祉部会等」の代表による連絡会を運営し、それぞれの活動内容の情報共有や、地域の活性化に向けた取組方針について検討を進めます。</p> <p>○福祉推進協議会等の構成員を対象とした、地域福祉活動に資するスキルアップを図るための研修会や勉強会を開催します。</p>

【主な取組】

- ・ 地区担当職員の配置による実践活動の連携・支援
- ・ 福祉推進協議会会長・保健福祉部会等の代表による連絡会の開催、事務局としての活動推進
- ・ 福祉推進協議会、保健福祉部会等の構成員を対象とした研修会の開催

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
連絡会の開催	運営	—————→				
研修会の実施	実施	—————→				

② 関係機関の協働による地域の相談支援体制の構築

佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ○複合的な課題を解決するため、社会福祉協議会及び生活支援コーディネーター（第1層）を主体として「地域福祉・生活支援ネットワーク」をし、民生委員・児童委員や地区自治協議会、ボランティアなど、地域を基盤とした組織、地域包括支援センターや医療・福祉専門職等との協働を推進します。 ○より多様な視点から地域を支えることができるよう、企業や事象者、その他福祉以外の分野で活動している人々なども、「地域福祉・生活支援ネットワーク」と協力関係を活用し、それぞれの活動・事業を通じて地域の人々の悩みや困りごとを拾い上げ、関係機関につなげる体制づくりを行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○相談に対応した支援においては、対象者の生活課題を包括的に把握し、その課題の解決について関係機関との連携による支援を計画・実施することで、複合的な課題にも対応していきます。 ○「地域福祉・生活支援ネットワーク」において、地域の課題や地域の実践活動に関する情報を共有するとともに、課題の解決に向けた取組みを検討することで、地域で実働する専門機関や専門職による地域における相談支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域福祉・生活支援ネットワークの推進

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
地域福祉・生活支援ネットワークの運用	運用					

③ 課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり

佐世保市

- 各分野を横断した包括的支援体制の整備が重要であるため、市民に分かりやすく、より効果的で効率的な体制づくりを検討します。
- 福祉のみならず、多分野の公的サービスの連携による包括的支援体制を構築するため、庁内部署がつながる「地域包括庁内推進会議」を開催します。会議では、各分野の業務内容の相互理解、地域課題の共有及び解決に向けた共通目標・方策の検討、効果的な連携のあり方について協議を行います。

【主な取組】

- ・ 地域包括庁内推進会議の開催

社会福祉協議会

- 地域の現場で活動する人や福祉・医療等の専門職が、地域課題を共有し、地域づくりの取組を広げるために、座談会等の開催により、ネットワークの形成に努めます。

【主な取組】

- ・ 地域福祉座談会（専門職）の開催

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
地域福祉座談会 （専門職）の開催	-	実施	→			

(4) 暮らしの安全・安心をまもる体制づくり

近年は、地震災害のみならず、大型台風による水害なども頻発しており、災害対策の重要性が増加しています。今後は、緊急時や災害時に対応するため、市民自らが備える仕組みや災害ボランティア、民間企業等が協力した活動について推進しつつ、災害時に手助けが必要な人への対応や地域における避難体制の確立等の取組を推進します。

また、暮らしの安全として、市民を犯罪から守る取組や地域の交通安全を実現するための意識醸成に向けた取組についても推進します。

① 災害ボランティアネットワークの推進

社会福祉協議会

- 「佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」の運営を通して災害時に被災者へのボランティア活動ができる体制を構築すると同時に、日頃から防災及び減災に関する普及啓発活動や情報交換、情報共有、マニュアルを活用した訓練などを通じた「顔の見える関係」づくりに取り組みます。
- 市総合防災訓練における「災害ボランティアセンター」設置運営訓練のほか、「佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」と連携した実践的な訓練や取組を計画的に展開します。
- 災害時に企業や事業所等の協力による災害支援活動が推進できる体制づくりを検討します。

【主な取組】

- ・ 佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会の運営（連絡会議の開催）
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・ 佐世保市と社会福祉協議会との災害協定の締結に向けての協議・検討
- ・ 必要に応じ民間団体と災害支援協定の締結

※協定締結済団体：一般社団法人 佐世保青年会議所
ライオンズクラブ国際協会 337-C 地区
長崎県内市町社会福祉協議会（21市町）

② 災害ボランティアに関する意識啓発

社会福祉協議会

- 市民を対象に災害ボランティア活動に関する研修会を開催し、平常時のつながりの強化や災害ボランティアとしての養成を図ります。
- 地域住民を対象に地区自治協議会と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練を開催し、災害ボランティアセンター運営スタッフとしての養成を図ります。

【主な取組】

- ・ 災害ボランティア研修会等の開催
- ・ 地区自治協議会と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・ ホームページ及び広報紙による情報発信

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
災害ボランティアセンター設置運営訓練実施数	1 地区 (R4)	実施	—————→			

③ 緊急時・救急時に備える取組

佐世保市

- 緊急時・救急時の備えとして、緊急時連絡カードや救急医療情報キットの配布を行います。
- 民間企業等が地域において通常行っている業務の中で、市民の異変を発見した場合、その情報を行政に知らせる官民連携の取組（地域見守りネットワーク）を推進します。また、締結する事業者のさらなる増加を図ります。

【主な取組】

- ・ 緊急時連絡カードの配布及び使用方法等の周知
- ・ 救急医療情報キットの配布及び使用方法等の周知
- ・ 地域見守りネットワーク協定の締結による企業との連携

④ 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

佐世保市

- 災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時及び災害発生の恐れがある際の要支援者の避難支援対応に備えます。また、登録者の増加に向けて、制度内容の周知にも取り組みます。
- 避難行動要支援者名簿対象者のうち、本人の同意があるものについて、避難支援関係者（警察、消防、民生委員、町内会等）へ名簿の配付を行い、日頃からの見守り活動や有事の際の適切な避難行動のためのシミュレーションを行います。
- 名簿について、随時、対象者の更新を行うなど、適正な管理・運用に努めます。また、避難支援関係者に対する名簿の提供についても、定期的に、更新・配付を行います。
- 対象者個々への支援体制等について、防災危機管理局をはじめ、地区自治協議会や町内会関係者との協議連携を図りつつ、個別避難計画の策定に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成
- ・ 避難支援関係者への情報提供に関する名簿対象者の同意（意思）確認と同意者数の増加
- ・ 避難行動要支援者名簿（同意者分）の避難支援関係者への配付
- ・ 個別避難計画の策定及び避難支援等関係者との連携体制の構築

⑤ 福祉避難所の充実

佐世保市

- 福祉避難所とは、要配慮者（災害時において高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害時及び災害発生の恐れがある場合に、一般の避難所での生活が困難と判断される避難者の受け入れをあらかじめ協定を締結している老人施設や障がい者支援施設等に要請するものです。
- 福祉避難所協定施設と連携し、迅速かつ円滑な福祉避難所設置を行います。また、関係機関への説明と連携を行いながら、福祉避難所への直接避難ができる体制の構築を目指します。
※参考 福祉避難所協定締結施設数（令和5年10月現在）
42施設（受入れ可能人数：309人）

【主な取組】

- ・ 災害時における福祉避難所開設と要配慮者の受け入れ対応
- ・ 福祉避難所に関する市民及び関係者への適切な周知
- ・ 要配慮者のうち、乳幼児その他に対応するための施設の検討

⑥ 日常的な地域の安全・安心の保全

佐
世
保
市

- 地域内の見守り体制を強化するため、民生委員・児童委員をはじめとした既存の見守り活動の強化を図るとともに、それ以外の人も見守りに協力できるよう、防犯ボランティア団体へ支援等の仕組みづくりを行います。
- 悪質商法や詐欺など消費者保護の観点での相談・支援や情報発信に取り組みます。
- 地域の交通安全を守るために、警察をはじめとした関係機関・団体と連携しながら、出前型の交通安全教室や出前講座などを通じた啓発活動を進めます。

【主な取組】

- ・ 出前講座や出前型の交通安全教室の実施

基本目標3 すべての人を包括的に支えるために、人と人、人と社会資源が「つながる仕組みづくり」

【重点プロジェクトとの関連性】

公共サービスとして、市が行う福祉サービスや相談体制の充実とあわせて、各種福祉サービスを所管する担当課及び関係機関との連携を強化し、複合的な課題への対応に向けた重層的支援体制の構築を図ります。

(1) 情報発信力の強化

情報発信は発信をするだけでなく、市民に情報が伝達されることが重要です。市民が日常生活の中で、困りごとが生じたときに適確に情報を入手することができる環境づくりを進めます。

そのため、市や社会福祉協議会において、相談機関や窓口、サービスの情報を一体的に周知していくとともに、市民が必要としている情報のニーズ把握を行い、対象者に応じた媒体・手段による情報発信を行います。

① 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供

佐世保市

- 情報を発信するだけでなく、「情報の受け手に配慮した方法で提供」することから、情報提供について「情報バリアフリー」の啓発・理解の促進を図ります。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、これまでの取組に加えて、デジタル技術等を活用した障がいの種類・程度に応じた情報取得の手段を選択できる環境形成に努めます。
- 行政の取組だけでなく民間の活動を含め、市民が必要とする情報が分かりやすく得られるよう、情報の充実を図ります。
- 情報提供の方法については、より多くの人に情報が届くよう、多様な媒体の活用を検討します。

社会福祉協議会

- 市内の福祉に関する社会資源の情報を把握し、インターネット上で発信する「くらしに役立つ福祉情報ガイド」を定期的に更新するとともに、市民が必要とする情報にアクセスできるよう充実を図ります。
- 生活の困りごとや提供してほしい情報について、既存の問い合わせフォームを活用しながら、より広く市民のニーズを受け止めるための手法を検討します。
- 社会福祉協議会から発信する情報についても、既存の広報やホームページに加えて、SNS やアプリなど多様な媒体の活用を検討します。

【主な取組】

- ・福祉制度やボランティア活動、地域活動に関する情報をホームページに掲載
- ・最新の情報を提供するための情報更新
- ・閲覧者から問合せができる仕組みづくり

② 地域福祉活動の情報提供

社会福祉協議会

○市民の必要とする情報を把握し、市民のニーズに合った社会資源等に関する情報提供を推進します。

【主な取組】

- ・ホームページや広報紙の他、SNS等による情報提供
- ・市民が必要とする情報ニーズの把握
- ・新たな社会資源の情報収集

(2) 福祉サービスの充実

福祉を推進する上で高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮世帯などへの福祉サービスの充実には欠かせないものです。既存の取組の維持・拡充はもちろん、新たなニーズへの対応なども含めてサービスの充実を図ります。

① 高齢者福祉サービスの充実

佐世保市

- 「佐世保市老人福祉計画」に基づき、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送れるよう、介護予防・健康づくり・生きがいくりの推進や地域活動の促進、社会参加の基盤整備に取り組むとともに、独居高齢者などが困りごとを抱えこまないような相談体制の充実等も図ります。
- 「佐世保市介護保険事業計画」に基づき、在宅系サービス、地域密着型サービス、施設サービスそれぞれに適切な介護保険サービスの提供が行える体制づくりに努め、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 介護予防等の促進
- ・ 地域における生活支援サービスの充実
- ・ 介護保険制度の適正な運営
- ・ 佐世保市在宅医療・介護連携サポートセンターの運営

② 障がい福祉サービスの充実

佐世保市

- 「佐世保市障がい者プラン」に基づき、障がいの有無を問わず、暮らしやすい地域づくりを目指し、差別解消や社会参加支援、コミュニケーション支援等を進めます。
- 「佐世保市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、訪問系サービス、日中活動・訓練・就労系サービス、居住・施設系サービス、相談支援等の適切な障がい福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。また、障がい児に対するサービスもニーズが高まっていることから、拡充に努めます。

【主な取組】

- ・ 地域での生活支援
- ・ 障がい者への保健・医療サービスの充実
- ・ 地域共生社会の実現のための環境整備

③ 子育て支援の充実

佐世保市

- 「新させぼっ子未来プラン」に基づき、保護者が子どもを安心して産むことができ、楽しく育てられるよう、母子保健事業や相談支援、地域における子育て支援環境の形成等に取り組むとともに、子どもにとっても健やかに育つことができる環境形成に努めます。また、認定こども園・幼稚園・保育所の幼児教育・保育環境の整備や地域子ども・子育て支援事業の適切な提供体制づくりに努めます。

【主な取組】

- ・母子保健の推進（保護者が安心して妊娠・出産・子育てができるための支援体制の整備）
- ・地域での子育て支援
（子どもの健全育成に資する居場所づくり 及び 地域における子育て支援の推進）
- ・幼児教育・保育の充実（幼児教育・保育における料の確保と質の向上、多様なサービスの展開）
- ・経済的支援の推進
（児童手当・児童扶養手当・福祉医療等、手当・助成に関する制度の適切な運用）

④ 生活困窮者支援の充実

佐世保市

- 生活に困窮する方が抱える問題の早期発見に努め、問題がより複雑化・深刻化する前に適切な支援ができるよう、アウトリーチ型の相談・支援の体制を推進し、問題解決に向けた支援を行います。
- 生活に困窮する方への効果的な支援を行います。
直ちに就労が難しい方に対して、就労訓練や生活改善等の支援を行う認定就労訓練事業や、生活困窮世帯の子どもに対して支援を行う学習支援事業など各種支援を組み合わせることによって効果的な取組を実施します。

【主な取組】

- ・生活困窮者自立相談支援事業、学習支援事業、認定就労訓練事業

社会福祉協議会

- 生活に困窮する方が経済的困窮や社会的孤立から脱却することを目的として、生活困窮者の個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図るため、必要な取組を行います。
- 経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を送ることができるように、生活困窮世帯などに対して、必要に応じて資金貸付を行います。
- 生活困窮者の課題や生活状況の把握に努めて整理し、必要に応じて、関係する各事業や他機関と連携を図り、生活困窮者が抱える課題の解決に向けた支援を行います。

【主な取組】

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・特例貸付におけるフォローアップ支援事業
- ・長崎県生活福祉資金貸付事業
- ・佐世保市福祉資金貸付事業

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
新規相談受付件数	755 件 (R4)	755 件	755 件	722 件	689 件	655 件
プラン作成件数	214 件 (R4)	378 件	378 件	361 件	345 件	328 件
就労支援対象者数	-	227 件	227 件	217 件	207 件	197 件
就労・増収率		75%	75%	75%	75%	75%

(脚注) 生活困窮者自立支援制度のKPI (R5年度以降3年間の重要業績評価指標) は特例貸付の償還開始やフォローアップ支援事業の相談対応等も加味された件数である。R7年度以降の減少幅は特例貸付の償還終了に伴う償還者減少によるものであり、特例貸付におけるフォローアップ支援事業の相談対応はR16年度まで継続する。

(3) 権利擁護の推進

権利擁護は、社会的に弱い立場にある人を守るための重要な取組で、特に近年では虐待など深刻な課題への対応も増加しており、相談からいかに適切な支援につなげるかが求められています。相談対応の充実とあわせて、支援へつなぐための連携体制の拡充を図ります。

また、判断能力が不十分な方の権利を擁護する仕組みである「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」については、適切なサービス提供と利用が進むよう、制度や事業の普及と活用に努めます。

① 権利擁護に関する相談対応の充実

佐世保市

- 高齢者・障がい者・子育て家庭・生活困窮者等をはじめ、あらゆる人の権利が守られるよう相談窓口の充実を図ります。
- 相談先や権利擁護に関する制度に関して広報紙やホームページ、SNS等を通じた情報発信を積極的に行います。

【主な取組】

- ・成年後見制度の市長申立及び成年後見支援員の養成

社会福祉協議会

- 判断能力が不十分な方等が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度促進事業、生活困窮者自立相談支援事業等をはじめとした各相談対応の充実に努めます。
- 成年後見支援員（市民後見人）・日常生活自立支援事業の生活支援員の養成を行い、支援体制の強化を行います。
- 関係機関との情報共有を図り、連携して課題解決に向けた相談及び各種支援を行います。
- 事業内容の周知・徹底を図るため、支援機関をはじめとした関係機関への広報の活動に力を入れます。

【主な取組】

- ・制度の周知（広報紙、ホームページ、パンフレット）

② 虐待の早期発見・早期対応に向けた体制づくりの推進

佐世保市

- 女性や高齢者、障がい者、子ども等への虐待の相談体制の充実を図るとともに、迅速に支援に移れる体制づくりに努めます。
- 市民に向け、虐待を見かけた場合に通報することの重要性を啓発し、早期発見・早期対応ができる地域づくりを進めます。

【主な取組】

- ・高齢者虐待の早期発見・早期対応が行える体制整備の推進
- ・高齢者虐待防止に資する市民への啓発普及・講演会・関係者向けの研修会・体制整備に向けたネットワーク委員会・虐待事例への支援等の実施
- ・佐世保市障がい者虐待防止センターの設置
- ・佐世保市子ども安心ネットワーク協議会条例に基づき、定期的に佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）を開催し地域支援体制について協議・検討の実施
- ・女性相談室の設置

社会福祉協議会

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度促進事業、生活困窮者自立相談支援事業等をはじめとした各相談事業において、虐待の疑いがあるケースを発見した際は、各分野の専門機関に早期につなぎ、関係機関と連携して対応します。

③ させぼ成年後見センターの運営

社会福祉協議会

- 平成 26 年度にさせぼ成年後見センターを開所して法人後見に取り組み、受任件数は年々増加しています。受任件数の増加に合わせ、後見支援員の確保やスキルアップに努め、成年後見センターの支援体制強化につなげます。
- 後見支援員は、日常生活自立支援事業生活支援員と一体的にスキルアップ研修を行い、専門的な知識や技術の習得を目指します。
- 市民や関係機関が、成年後見制度の申立て手続き等の詳細な内容についての理解を深めるにあたり、相談ができる窓口として活用されるよう、市民や関係機関に広く周知します。

【主な取組】

- ・後見支援員スキルアップ研修会の実施
- ・成年後見センターの周知（広報紙、ホームページ、パンフレット）
- ・あんしん 3 点セット（仮称）の調査・研究

項目	実績	R6	R7	R8	R9	R10	
受任件数	23件 (R4)	※R10年度までに50件受任					
後見支援員数	2名 (R4)	5名	5名	5名	5名	5名	
あんしん3点セット (仮称)の調査研究		調査・ 研究	実施に向 けた検討	実施			

(4) 社会福祉法人による公益的な取組の充実

社会福祉法人は、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域の福祉ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

社会福祉法人が地域で公益的な取組を行う際に、円滑に地域の福祉ニーズを把握できるよう協力し、地域の福祉サービスの充実を図ります。

① 地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映

佐
世
保
市

○社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行う場合に、事業の内容及び事業区域における需要について地域住民等の意見を聴く場を設けることで、地域の福祉サービスの充実を図ります。

【主な取組】

- ・社会福祉法人が地域福祉ニーズに関する意見を聴取するための推進委員会の開催（地域協議会機能）

(5) 誰もが暮らしやすいまちづくり

福祉サービスの内容の充実を図るとともに、その施設等の利用環境の向上を図ることで、サービスを利用しやすくし、誰もが安心して暮らしやすいまちを目指します。

① 利用しやすい福祉関連施設の環境づくり

佐
世
保
市

- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、施設のバリアフリー化のみならず、意思疎通支援等も通じた、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりに努めます。
- 各種福祉施設や事業所がより利用しやすくなるよう、人材確保や施設の機能強化等に取り組みます。

【主な取組】

- ・国庫補助事業等を利用した、社会福祉施設整備事業の実施